

消費者問題をよむ・しる・かんがえる

ウェブ版

国民生活 1

NO.137 (2024)

特集 ここだけは押さえておきたい 「倒産」にまつわる基礎知識

特集 1	「倒産」処理と消費者被害の回復	1
特集 2	消費者視点で学ぶ「倒産」に遭ったら	5
消費者問題アラカルト	特商法改正による契約書面等の電子化について	9
フェアトレード －あなたの消費で世界を変える－	フェアトレードの成果	12
省エネ住宅でも快適に住もう工夫	省エネ住宅の支援制度など	15
美容医療の基礎知識	二重まぶたと鼻の手術	18
海外ニュース	＜香港＞ 住居のホルムアルデヒド除去サービスを比べる ＜アメリカ＞ 危険な玩具のウォータービーズをリコール	21
消費者教育実践事例集	衣服がもたらす社会問題を知り、自分の衣生活を見つめ直そう	22
気になるこの用語	紫外線防止用化粧品	24
相談情報ピックアップ	賃貸住宅の「原状回復」トラブルにご注意	26
暮らしの法律 Q&A	住宅購入契約をやめたらキャンセル料が必要？	27
暮らしの判例	税理士法人との相続税申告代理委任契約の責任制限条項を 消費者契約法 10 条により無効とした事例	28
誌上法学講座 消費生活相談に関連する刑法	刑法の概要 －消費生活相談事例の判断のために－	32

New!!

特集1



「倒産」処理と消費者被害の回復

山本 和彦 Yamamoto Kazuhiko 一橋大学大学院法学研究科教授

東京大学法学部助手、東北大学法学部助教授、一橋大学法学部助教授を経て、2002年4月から現職。法制審議会倒産法部会幹事、同担保法制部会委員、消費者庁消費者裁判手続特例法等に関する検討会委員(座長)などを歴任



● はじめに

近時、消費者に大きな影響を与えるような事業者が倒産する事案が増えています。そこで、本稿は、「倒産」という事象はどのようなものか、それを処理する倒産手続はどのような意義を有するのか、その手続はどのような流れで処理されていくのか、それが消費者の権利や消費者との契約にどのような影響を及ぼすのか、倒産手続の債権者となる消費者がどのような点に留意すべきなのかなどについて解説します。

消費者が債権者となる倒産手続には、大きく2つのタイプがあると思われます。1つは、最初から詐欺的な商法が行われ、倒産に陥ることを事業者側もあらかじめ想定しているような事案(いわゆる悪質商法事案)であり、もう1つは、通常の事業者が経営に行き詰まって破綻^{はたん}し、消費者が巻き込まれるような事案です。本稿では両者をともに対象とします。

具体的には、次のような事例が想定できます。

事例1

商品先物取引業者Xについて、消費者Aが300万円の投資をした。Xは多くの資金を集めていたが、実際にはほとんど商品に投資はしておらず、まったく別の資産を購入したり、経営者が浪費したりしていた。Xの経営が悪化していることは週刊誌等でも報道されており、Aとしては少しでも投資金を取り戻したい。どうすればよいか。

事例2

中学受験塾を経営しているY株式会社は、授業料が月額5万円のところ、毎年1月に1年分前払いすると、年間50万円に値引きをしていた。消費者Bは、どうせ1年間通うものと考え、2024年1月に50万円を支払ったところ、3月に突然塾が閉鎖された。Bとしては、既に受けた授業料分を差し引いても40万円は返してほしい。どうすればよいか。

このような事例を念頭に置きながら、倒産手続の意義や流れ、倒産手続における消費者の権利・契約の取扱いについて概観した後、最後に、倒産への消費者の備えについても考えてみたいと思います。

● 倒産手続の意義

まず、倒産手続の目的について説明しましょう。債務者が自らの資産で負っている債務をすべて弁済できない状態が倒産状態であり、この場合、債権者は強制執行で自らの債権を回収することができます。しかし、強制執行は早い者勝ちであり、情報収集力、資金力、弁護士に依頼する能力など様々な意味で力の強い債権者が事実上優先される結果になりやすいものです。また、強制執行は債務者の資産の解体を招きますが、資産の一体性を維持したまま事業を再建できれば、より多額の弁済が可能な事案もあります。このような場合には、債権者の強制執行

を禁止することで、他の債権者の配当総額の増大や債権者間の平等を実現することができます。このように、強制執行というかたちではなく、債務者の資産の総体を清算し、またはその事業を再生することで、債権者全体に公平な配当や多額の弁済を可能にすることが倒産手続の目的ということになります。

もちろんこのような目的は、債権者間の話し合いや合意によっても実現できます。実際に、そのような合意による倒産処理の実例は多く、**私的整理**と呼ばれます。しかし、債権者の数が多い事案や債権者間の利害が対立する事案では、そのような合意形成はしばしば困難を伴います。その場合には、強制的な効力を持つ手続が必要となり、手続の主宰者には中立性が求められます。かつてはそのような債務整理に反社会的勢力(いわゆる「整理屋」)が介入し、不透明な結果を招くことも多かったのですが、国家機関である裁判所が手続に関与することで、不透明な私的整理を抑止できるようになりました。これが私的整理と倒産手続(**法的整理**ともいわれる)の差異であり、倒産手続の利点です。

倒産手続の種類(図)としては、大きくは、債務者の資産を清算して債権者に配当する**清算型**の手続と、債務者の事業を再建してその収益から債権者に弁済する**再建型**の手続とに分かれます。そして、清算型手続としては、株式会社に特化した**特別清算**手続と、より一般的な**破産**手続があり、また再建型手続としては、株式会社に特化した**会社更生**手続と、より一般的な**民事再生**手続があります。実際の利用件数は、2022年の司法統計年報によれば、破産70,602件、民事再生10,448件、特別清算287件、会社更生

2件となっています(全体の件数は減少傾向であり、最も多かった時期が、破産が2003年の251,800件、民事再生が2007年の28,326件)。ただ、その多くは消費者自身の破産であり、企業の倒産はその一部にとどまります(破産で5,620件、民事再生で97件)。消費者が巻き込まれる手続の多くは企業の破産手続ですので、次からは、破産手続を中心に解説し、必要に応じて民事再生等にも触れることとします。

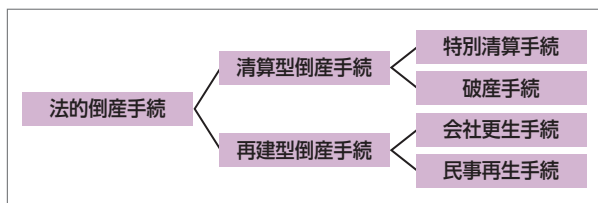
● 破産手続の流れ

まず、破産手続は当事者による破産手続開始の申立てに基づいて開始します。裁判所が職権で開始することはありません。破産の申立権者は、債権者及び債務者です。実際には大多数が債務者の申立てにより行われ、これを「自己破産」と呼びます。手続開始の要件を充たせば開始決定がされます。その要件として最も重要であるのは、債務者の財産状態に係る破産手続開始原因であり、債務を一般に弁済できない財産状態である「支払不能」が基本となりますが(支払停止により推定される)、法人については債務が資産を上回る状態である「債務超過」も開始原因となります(なお、民事再生は、再建型であるので、手続開始を前倒しするため、支払不能や債務超過のおそれや資金繰りの困難でも開始原因となる)。

破産手続が開始すると、手続の機関として「破産管財人」が選任されます(民事再生では、従来の経営者がそのまま手続を追行できるが、それを監督する監督委員が選任される)。破産管財人は通常弁護士から選任され、債務者の財産の管理処分権を全面的に掌握します。破産手続における財産(破産財団)の管理や換価、破産債権の調査など破産手続の中核的な役割を担います。

破産手続は、破産者の負債を確定し、その資産を換価して、配当していく手続です。そこで、まず破産者の負債の確定が必要となります。破産債権とは、破産手続の対象となる債権であり、

図 倒産手続の種類



破産手続開始前に発生原因を有する財産上の債権がすべて含まれます。その中で実体法的な優先権があるものは優先的破産債権、逆に手続的に劣後すべきものは劣後的破産債権とされますが、それ以外は一般の破産債権となり、平等に扱われ、債権額に応じて按分^{あんぶん}で配当を受けます。破産債権者が手続に参加するためには、「債権届出」の必要があります。届出がされると、破産管財人や他の破産債権者による破産債権の調査がされ、誰からも異議が出なければ破産債権は確定しますが、異議が出されれば裁判所による査定決定及び異議訴訟の手続を経て確定します。なお、財団債権は随時優先して弁済されますが、それには手続追行のための費用(破産公告費用・管財人報酬等)のほか、一部の租税債権・労働債権が含まれます。さらに、特別の保護を受けるものとして、担保権(抵当権など)があり、別除権として、破産手続に拘束されず自由に権利の行使が可能とされます(ただし、再建を目的とする民事再生手続では別除権も中止命令や消滅請求が可能とされ、一定の制限を受ける)。

他方、破産者の資産については、破産管財人による換価の対象となりますが、それは基本的には任意売却等によります。なお、契約関係の処理として、双方未履行の双務契約については管財人が履行・解除の選択権を持ちます(破産手続では通常解除によって失効することになるが、再建型の民事再生では逆に履行が原則となる)。また、破産手続開始前に財産の無償贈与・^{へんば}廉売や一部債権者に対する偏頗的な弁済等があったときは、破産管財人は否認権の行使によって財産の取戻し等を図ることができ、債権者への配当の増大や平等を確保します。

以上のようなかたちで破産債権の確定が行われ、資産の換価がされれば、換価金に基づき確定した破産債権に対して配当が実施されます(一部の換価がされた段階で行われる中間配当、換価がすべて終わった時点での最後配当等がある)。配当が終われば破産手続は終結しますが、

実際には、配当に至らずに手続が途中で終了する破産廃止の事件も多いです。手続の廃止には、手続開始決定と同時に(破産管財人も選任せずに)終了する「同時廃止」、一定の手続を行った後、破産債権者に配当するための十分な資産を得られずに終了する「異時廃止」があります。

他方、民事再生においては、再建型手続として、資産の換価等は行われず、既存の資産を用いて事業の再建をめざすことになります。そこでは、将来の予想収益から再生債権に弁済をする再生計画を立て、それを実施することが目的とされます。すなわち、再生債務者によって再生計画案が提出され(再生債権者にも計画案の提出権が認められる)、再生債権者集会における再生計画案の議決がされ、債権者の頭数及び債権額の過半数の賛成によってそれが可決されれば、裁判所による認可決定がされ(ここでは、手続の適法性、計画の履行可能性や破産配当以上の弁済があるか等がチェックされる)、再生計画の履行の手続に入り、監督委員による3年間の監督等を経て再生手続は終了することになります。

● 破産手続における消費者の権利・契約の取扱い

以上が破産手続一般の流れですが、多数の消費者を債権者とする倒産事件の処理は、現在の制度の下では様々な困難をもたらします。

まず、手続開始申立ての困難です。このような事案においては、債務者の側から自発的な破産申立ては期待できず、債権者申立てが必要となることが多いのです。その場合、消費者である債権者側には、破産手続開始原因の証明の困難や、予納金の調達納付の困難といった問題が生じます。現在は、代理人弁護士等の協力の下、様々な努力がされていますが、やはりどうしても申立てが遅くなりがちです。将来的な立法論としては、特定適格消費者団体の申立権を認めることや、後述の消費者庁(国)の申立権を認めるという議論などもあり得ます。

また、開始した破産手続において消費者の契約や債権はどのように扱われるかですが、まず消費者の債権については、自ら債権届出をする必要があります(なお、民事再生では自認債権の制度があり、再生債務者の側で債権を認めてくれれば、債権届出は必須ではない)、そのような債権届出も消費者にとっては大きな重荷となります。まず多数の債権者が存在する場合に、そもそも破産手続の開始を消費者に通知すること自体難しく、消費者が自ら届出をすることも困難です。実務上の工夫としては、メール等による通知やオンラインによる債権届出等が行われることもあります。第三者による債権届出の援助の制度化が必要かもしれません。

さらに、消費者の契約の取扱いとして、破産手続開始時に債務者がいまだ履行していない双務契約については、前述のとおり、破産管財人(再生債務者)が履行・解除の選択権を持ちます。履行がされれば消費者側の債権は財団債権(共益債権)として保護されますが、契約が解除されれば消費者の損害賠償債権は破産債権(再生債権)にとどまります。例えば、**事例2**の塾の破産のケースでは、管財人が事業譲渡等を前提に契約の履行を選択すれば、授業を受ける権利は財団債権となり、そのままサービスを受けることができます。一方、管財人が契約を解除してしまえば、前払授業料の残額は損害賠償債権として破産債権となり、結果としてほとんど戻ってこないことになり、大きな差異をもたらします。

最後に、最大の問題として、十分な配当のための財団がないこと、また消費者の債権の優先順位が低いことが挙げられます。特に**事例1**のような事案では、多くの場合、財政的に手遅れの状態になってから事業者の破産手続が開始することになるため、破産財団は非常に貧弱なものとなり、消費者への配当はほとんどゼロに近いものにならざるを得ません。場合によっては、手続費用すら払えなくなり、破産手続が廃止に

至る事案も少なくありません。仮に破産財団が一定程度形成されたとしても、優先する財団債権(労働債権や租税債権)のため、一般債権である消費者の債権まで配当が回ってこないことも多いのです。その意味で、実際に破産手続の中で消費者が被害を回復できることは期待薄という場合が多いことになります。

● 倒産への消費者の備え

事業者には債権を有する消費者の選択肢としては、訴訟+個別執行がありますが、事業者の隠し財産等の探知には限界があります。それに対し、破産手続によれば、管財人の財産調査によって財産が発見できることは一定程度期待できます。また、個別執行は早い者勝ちであり、出遅れた消費者との関係では不公平になります(個々の消費者としては、できるだけ早い対応が期待されるが、それは全体として不公平をもたらすというジレンマに陥る)。その意味で、債権者間で公平を確保できる破産手続の早期開始が最も望ましいのです。しかし、破産手続を消費者側から起動させることは、前に述べたように、困難を伴うので、国による破産手続開始申立権の議論が行われることになります。金融機関の破産については金融庁の申立権が既に認められています。悪質商法の事案などでは、消費者庁への申立権の付与が引き続き検討されている^{ゆえん}所以です。

その意味で、倒産への消費者の備えとしては、何といても詐欺的な事業者につかからないことが最も重要ですが、通常の取引においても、事業者信用を供与する取引(前払い)を行う場合には、常に相手方の資産状況について慎重な情報収集が必要です。旅行業など一定の業種については、営業上の供託措置がありますが、それも必ずしも十分な水準ではありません。立法論としては、消費者の債権の優先順位の引上げや前記のような営業供託制度の拡充等があり得るものの、実現はなかなか困難であり、やはり消費者が自分で自分の身を守ることが肝要でしょう。



消費者視点で学ぶ「倒産」に遭ったら

瀬戸 和宏 Seto Kazuhiro 弁護士

東京弁護士会消費者問題特別委員会委員、日弁連消費者問題対策委員会幹事、クレジット・リース被害対策弁護団団員、カンボジア不動産投資被害弁護団団長等



● はじめに

「通っていたエステサロンが突然閉店した」「旅行会社が倒産し旅行に行けなくなった」「海外留学あっせん業者が倒産し留学できなくなった」「事業者から約束した配当が支払われなくなった」などという事態に遭遇してしまうことがあります。最近では、歯科矯正治療途中で歯科医院が閉院してしまい、治療を受けられないという相談が多数寄せられ、マスコミに取り上げられたことは記憶に新しいところです。少し前になりますが、「クレジット契約を利用して学習教材を購入してもらうが、モニター料を支払うから実質負担がない」などと説明して信用させ、次々に教材を販売していた事業者が相次いで倒産し、消費者にはモニター料の支払いもなくクレジット債務だけが残ったというトラブルも発生しました。

このような場合に、消費者はどのように対応したらよいのかを考えます。

なお、「倒産」とは、一般的には、事業者が資金繰りに窮し、弁済しなければならない債務を支払えず、事業の継続が困難となった状態をいいます。

● 倒産した事業者の対応により消費者の対応も変わる

事業継続ができなくなった事業者の対応は大きく分けると3つです。1つ目は破産や民事再生という法的手続を裁判所に申し立てる、2つ目

は債権者と話し合っ合意解決をめざす(「私的整理」という)、3つ目は何もしないことです。何もしないという場合には、行方をくらましてしまう場合と、逃げはしないが何も対応しない場合とがあります。事業者のこれらの対応は、消費者が多重債務に陥った場合と同様です。異なる点は、事業者が法人である場合には、破産や解散をしたことによりその事業者が消滅してしまうことです。

1つ目の法的手続が取られた場合には、消費者は、破産者に対する関係では、その手続の中でしか権利行使ができません。2つ目の私的整理の場合には、事業者の申入れ内容を検討して、諾否の判断をすることになります。3つ目は、積極的に自らの権利を行使するか否かを検討することになります。

権利行使を考える場合には、誰に対して、どのような権利を行使できるか、権利行使の結果得られる利益とそのための費用とを勘案して権利行使をするか否かを判断することになります。実現をめざす権利の内容は、契約内容の履行ですが、それができないならば、経済的損失の回復です。経済的損失の回復については、契約当事者である事業者に対するもののほか、事業者が法人の場合にはその役員に対し、また、法人か否かを問わず、勧誘者その他の関与者に対する損害賠償請求が考えられます。1つ目の場合で事業者しか破産しない場合も同様です。さらに、事業者や役員を破産させて、破産管財人の調査、配当に期待することも選択肢となります。

● 弁護団について

被害者が多数の消費者事件では、多数の被害者の受け皿として弁護団^{*1}ができることがあります。しかし、必ず弁護団ができるわけではありませんし、1つの事件に複数の弁護団ができることもあります^{*2}。また、被害者がグループを作り、少数または1人の弁護士に集団で依頼することもあります。弁護団を作るかどうか、被害者グループの依頼を受けるかどうかは弁護士側の判断になります^{*3}。弁護団に依頼するか、どの弁護団に依頼するか、弁護団ではなく個別に弁護士に依頼するかは、被害者が判断するしかありません。

弁護団や弁護士は、募集期限を設定し、それ以後の依頼を受け付けないこともあります。これは、弁護団や弁護士側の事務処理上の都合のほか、被害を取り戻す事件では、多数の被害者で取り戻したお金を分配する関係上、新たな被害者を受け入れることで、先に依頼を受けた被害者に不利益となる結果を招くことになるからです。新たな被害者を受け入れるには、先に依頼した被害者の同意が必要です。

したがって、ようすをみて依頼するか否かを決めようとしていると依頼を受けてもらえないこともあります。

これに対し、事業者の倒産によりクレジット債務を請求されているという事案の場合には、被害者間で利害が相反する関係にはないので、数次にわたり依頼を受け付けることもあります。

被害者が集団となるメリットとデメリットも検討する必要があります。一般的なメリットと

しては、集団化することで多くの情報や証拠が集まり、事業者の違法行為の立証が容易になり、また、個別に弁護士を依頼する場合に比較して、弁護士費用や調査費用などの1人当たりの負担が少額となることが期待できます。また、自分だけではないという安心感もあります。半面、被害回復をめざす場合には、取り戻したお金を^{あんぶん}按分することとなるので、十分な満足を得られない^{がいぜん}蓋然性も高くなります。また集団で訴訟をした場合、単独で訴訟をした場合に比べて、解決までの時間が長くなるようです。

なお、事業者が破産した場合には、弁護団に依頼している被害者と、依頼していない被害者との間で、破産配当に違いが生じることは、原則としてありません。

● ケースごとの対処と予防

1 投資取引を勧誘する事業者が倒産した場合

(1) 兆候が表れたら相談を

事業者が約束した支払いを遅滞するようになった、連絡が取れなくなったなどいろいろな段階があります。

事業者が「倒産」した場合には、破産手続による配当となりますが、配当はあっても極めて少額という場合がほとんどです。そのため、事業者が破産しない場合や、事業者が破産した場合でも、前述のように事業者以外の者に対する権利行使を検討することになります^{*4}。多数の被害者が存在する一方、事業者らの財産は限られており、早い者勝ちとなることがあるので、被害回復案件については、倒産の兆候がみられたら、ようすをみるのではなく、まず、弁護士な

*1 ここで「弁護団」とは、事務所も異なる複数の弁護士が共同して受任する場合を想定している。最近では、1人の弁護士または単一事務所が、多数の被害者から委任を受ける場合もある

*2 複数の弁護団ができる場合の1つとして、被害者が各地に分散している場合がある。このような場合には、各地で弁護団ができるが、各地の弁護団の間で情報を共有し、同水準での受任、解決をめざすことが多い

*3 被害者多数で消費生活センターからの強い要望で弁護団ができることもあるし(株式会社愛染苑山久、株式会社エフォートカンパニー)、投資被害の発生を放置できないとして弁護士が自主的に集まり、自ら資金を出し合って予納金を作り、破産申立をし、役員の責任追及をすることもあ(ジャパンライフ株式会社)

*4 金融商品取引法の隙間がねわれ、合同会社による詐欺的な社員権販売の被害が続いた。金融庁では注意喚起を行ったが、いずれの会社も破産手続を取っていない。したがって、個々の被害者が個別にあるいはグループを作って弁護士に被害回復のための相談をしている(2023年11月時点)

どの第三者に相談をすべきです。

(2)被害にあわないために

そもそも投資の成果は不確実なので、元金や元本を保証する、分配金の支払いを確約する、高額な利益を約束するような話には、十分な注意をすることが大切です^{*5}。

2 代金を前払いしたがサービスを受けられない場合

(1)前払金の回収は難しい

例えば、通っていたエステサロンが閉店してしまったという場合、エステを受ける都度料金を支払っていたという場合には、エステサービスを受けられなくなりますが、経済的な損失は、当初の入会金や必要だと言われて購入した商品などに限定されます。問題は清算されない前払金で、破産となっても、返金される可能性は低いです。

エステサロンの営業を引き継ぐという事業者が現れ、追加の費用を支払えば継続してエステを受けられると説明される場合があります。応じる義務はありませんが、他方、当然には、事業を引き継ぐという事業者に対し、エステサービスの提供を求める権利はありません。

閉店したが破産手続を取らない場合には、エステ契約の当事者に対する不当利得返還請求のほか、前払金を支払わせたことに違法性が認められれば損害賠償請求を検討することになります。損害賠償については役員責任の追及も検討することになります。

エステ料金をクレジットで支払っている場合については、後述します。

(2)被害にあわないために

事業者は、スタッフの賃金のほか、店舗の賃料や公共料金、その他の設備費を負担しますから、エステの場合でいえば、サービス提供料金

が少なくともスタッフの賃金の額を超えなければ事業として成立しません。したがって、低料金をうたい文句として客を募集している場合、あるいは前払いチケットのまとめ買いで大幅割引という場合、スタッフの賃金が安くなるわけではないので、資金繰りが厳しいか、どこかからくり^{*6}がなければあり得ないことになります。消費者としては、サービス料金の安さに飛びつくことには、注意が必要です。

なお、特定商取引法の特定継続的役務提供の規定には、役務提供開始前に5万円を超える金額を受領する事業者は「その業務及び財産の状況を記載した書類」の備え置きが求められています(同法45条)。この規定は、既払金の返還を受けられなくなるといった状況を回避するための手段として、事業者の財産状況を把握できるようにするためです。

3 クレジット払いを利用した場合

クレジットを利用して事業者に代金を支払った場合で、割賦販売法が適用される場合(2カ月を超える支払いの場合)には、事業者の倒産による不利益を回避できる場合があります。

商品の引渡やサービスの提供が終了しておらず、かつクレジット会社に未払いがある段階で事業者が倒産した場合、商品の引渡やサービスの提供を受けていない限度で、抗弁の対抗によりクレジット会社からの請求を拒むことができます。

また、特定商取引法の訪問販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引、特定継続的役務提供及び業務提供誘引販売取引で個別信用購入あっせんを利用した場合には、個別信用購入あっせん契約自体のクーリング・オフ、過量販売解除、不実告知等を理由とする取消しによりクレジット会社からの請求を拒むほか、既払金の返還も認め

^{*5} 独立行政法人国民生活センター「2024年版くらしの豆知識」『契約前のチェックリスト』56、57ページ参照

^{*6} 例えば、チケットの有効期限内では消費できないほどの回数分のまとめ買いをしたが、予約が取れずチケットを使う機会を与えられないまま有効期限が徒過してしまうなどが考えられる。また、安さに釣られて店舗に行くと、広告とは違い高額な契約の締結を執拗(しつよう)に迫られるなどが考えられる

られます^{*7}。

● 事業者が倒産した場合の救済制度

事業者の倒産に備え、法令により一定の救済制度が設けられている事業があります。

(1) 旅行業者が倒産した場合

旅行業法では、旅行業協会の正会員である旅行業者が倒産した場合には「弁済業務保証金制度」により、旅行業協会の正会員以外の旅行業者の倒産については「営業保証金制度」により返金を受けられる可能性があります。弁済請求額の合計が弁済限度額あるいは営業保証金額を超えるときは、請求額での按分となります。

(2) 宅建業者が倒産した場合

売主が宅地建物取引業者である場合、手付金を払ったにもかかわらず、不動産業者が倒産し、不動産の引渡しを受けられない場合、支払った手付金については、宅建業法による弁済業務保証金や営業保証金から返金を受けることができます。ただし、1事業者につき弁済業務保証金や営業保証金の上限金額の範囲内(1000万円だが、支店があれば1支店当たり500万円が加算される)での返金になります。さらに、弁済業務保証金については宅地建物取引業保証協会による認証を受けた順に支払いを受けるので、こちらは、旅行業の場合と違い、早い者勝ちです。

また、宅建業法には手付金等の保全措置が定められています。ただし、保全措置が義務づけられているのは、売主が宅建業者である場合で、工事完了前の宅地または建物の場合には、手付金等の合計が代金額の5%または1000万円を超えるとき、完成した宅地または建物の場合には代金額の10%または1000万円を超えるときに限られています。

(3) 保険会社が倒産した場合

保険契約は長期間の契約なので、保険金の受け取りが完了するまでの間に保険会社が倒産す

ることもあります。そのような事態に備えて、保険契約者を救済するしくみとして、保険業法に基づき生命保険と損害保険それぞれに契約者保護機構があります。日本で生命保険や損害保険を販売している保険会社はすべて、それぞれの機構に加入しています。

救済の方法として①別の保険会社(救済保険会社)が保険契約を引き継ぐか、②救済保険会社が現れないときは、保護機構または保護機構が設立する子会社が承継保険会社となり契約を引き継ぐこととなっています。ただし、保険条件や受け取ることができる保険金等が見直されません。いずれにしても、保険会社が倒産した場合、慌てて解約する必要はありません。

とはいえ、保険契約を締結する前に保険会社の評判や経営状況、信用格付けなどをチェックすることが大切です。

(4) 金融機関が倒産した場合

金融機関も破綻^{はたん}することがあります。その場合に備え、預金保険制度(いわゆる「ペイオフ」)があります。保護されるのは、1金融機関ごとに合算して、預金者1人当たり元本1000万円までと破綻日までの利息です。保護範囲を超える部分や保険制度の対象外の預金等(外貨預金、譲渡性預金、金融債など)は、破綻金融機関の財産状況に応じて支払われることになります。

(5) 証券会社が倒産した場合

証券会社は、金融商品取引法により、顧客から預かった資産を、自社の資産と区別して管理する「分別管理」が義務づけられているので、証券会社が破綻しても、顧客の資産は影響を受けません。証券会社が分別管理を怠っていた場合でも、投資者保護基金による補償制度が設けられており、1人当たり1000万円を上限に補償されます。金融商品自体に内在するリスクが顕在化した損失は、自己責任です。

*7 名古屋地裁半田支部令和4年3月29日判決



特商法改正による契約書面等の電子化について

池本 誠司 Ikemoto Seiji 弁護士

日弁連消費者問題対策委員会委員、特定適格消費者団体埼玉消費者被害をなくす会理事長、明治大学法科大学院非常勤講師、国民生活センター客員講師など

書面交付電子化の問題点

2021年6月の特商法・預託法改正により、訪問販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引、特定継続的役務提供、業務提供誘引販売取引・訪問購入及び預託等取引の書面交付義務について、消費者の同意を得て電磁的方法により提供することができるものと規定されました(特商法4条2項・3項等、預託法3条3項・4項)。

しかし、書面交付義務は、不意打ち勧誘や利益誘引取引、契約内容が不明確な取引において、消費者が不本意な契約に引き込まれやすいことを踏まえ、契約内容やクーリング・オフ制度を明記した書面を交付したうえで、消費者が契約を維持するか解消するかを冷静に判断できる機会を保障する制度です。手の平サイズのスマホ画面に、書面に代わる電子データが提供されても、多くの消費者は添付ファイルのクーリング・オフ制度に気づかないまま、その行使期間が経過するおそれがあります。

また、消費者が承諾した場合に限り電子化を認めるのだから問題はないという意見が一部から述べられましたが、本体の契約自体が不本意な承諾を強いられるおそれがある取引について、消費者が承諾すればよいという捉え方は、^{とら}特商法の消費者保護機能を無視する暴論です。

しかも、事前の検討会での議論を^{まっ}全く経ずに、いきなり改正法案に盛り込まれたことは、手続的にも問題です。こうした反対意見が、消費生活相談員の団体、消費者団体、弁護士会等から続出しました。

改正法自体は国会の多数決により可決されましたが、書面の電子化の問題点については与野党議員に伝わり、①書面の電子化の規定は施行時期を延期して公布から2年後(2023年6月)と修正したうえで、②政省令の審議に関して、「消費者が承諾の意義・効果を理解した上で真意に基づく明示的な意思表示を行う場合に限定されること」など、「書面交付義務が持つ消費者保護機能が確保されるよう慎重な要件設定を行うこと」を参議院地方創生及び消費者問題に関する特別委員会が2021年6月4日、附帯決議により政府に要請しました。

これを受けて消費者庁は、契約書面等の電子化に関する検討会を設置し、1年3カ月の審議を経て、政省令のあり方について提言を取りまとめ、2023年2月1日、承諾の取得手続や電子データの提供方法等について厳格な手続を定める改正政省令が公表されました。さらに4月21日、「契約書面等に記載すべき事項の電磁的方法による提供に係るガイドライン」が公表され、同年6月1日に施行されました。

本稿は、改正政省令とガイドラインの要点を紹介するとともに、消費生活相談の現場において、書面の電子化の承諾手続や提供手続が法令を遵守した形で^{じゆんしゆ}行われているか否かを慎重に確認するポイントを整理するものです。

電子化の承諾取得手続

(1) 書面に代わる電子データの提供について 説明義務(省令10条1項等)

消費者が、書面の電子化を承諾することの意

義・効果を理解したうえで承諾の可否を判断できるよう、販売業者は、次の事項を説明しなければなりません。

①承諾がなければ書面交付の原則に戻ること、②契約書面に記載される契約データであり重要であること、③消費者が使用する電子機器のファイルに記録されたときに到達となり、8日(連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引の場合20日)経過によりクーリング・オフができなくなること、④4.5インチ以上の電子画面の電子機器を消費者自ら操作して電子ファイルを保存できること。このうち、③はクーリング・オフ制度自体の説明義務ではないものの、実質的に制度の存在を告げる意義があります。

(2)消費者自らが電子機器の操作能力を有すること等の確認義務(省令10条3項等)

販売業者は、①契約者が電子機器の操作能力を有すること、②契約者が使用するOSやブラウザアプリがアップデートされていること、③家族その他の第三者に同時提供を希望するか否かを、確認しなければなりません。電子機器の操作能力の確認は、口頭確認では足りず、実際に電子機器を操作してもらい確認することが必要です。

(3)承諾を得る際の不当行為を禁止(省令18条9号等)

真意に基づく承諾を確保するため、次の行為が禁止されています。①電磁的提供を希望しない旨を表示した者に、電磁的提供手続を進めること。②判断に影響を及ぼす事項につき不実の告知。例えば、「当社は電子データの提供に一本化しています」などという説明は違反行為です。

ほかに、③威迫して困惑させる行為、④財産上の利益を供与する行為、⑤書面交付につき費用の徴収その他の不利益を与えること、⑥操作能力・第三者提供等の確認に際し、不正手段で不当な影響を与えること、⑦操作能力が確認できない者へ電磁的提供をすること、⑧不正の手段により承諾を代行または電子データの受領を代行すること、⑨その他購入者の意に反して電子データを受領させることなどがあります。

⑦については、消費者が書面に代えて電子データで提供を受けた場合は、提供された電子データを消費者自身が、その場で取り出して閲覧する操作ができるか否かを実際に操作してもらう方法により検証するとよいでしょう。

(4)承諾の取得は、口頭・電話ではなく、書面または電磁的方法による(政令4条1項等)

電磁的方法で承諾を取得する際、単にチェックボックスにチェックを入れるような方法ではなく、氏名と承諾した旨を記入する方法が求められます(省令10条5項等)。

承諾を取得する際の「電磁的方法」とは、①電子メールで承諾する旨を記入して送信する方法、②販売業者のウェブサイトアクセスして承諾の入力をする方法、③電子媒体に承諾した記録を保存して交付する方法が規定されています(省令11条1項等)。実際には、電子メール方式が採用される可能性が高いと思われます。

(5)承諾を取得した事実を、原則として承諾書面で交付すること(省令10条7項等)

販売業者は、承諾を得た事実を承諾書面に記載して消費者に交付する必要があります。

例外として、①消費者がオンラインで事業者のサイトにアクセスして契約し、オンラインでサービス提供を受けるオンライン完結型の特定継続的役務提供(例えば、オンライン英会話教室)は、電子データによる承諾控えの提供でよいとされています。また、②連鎖販売取引、特定継続的役務提供及び業務提供誘引販売取引の概要書面交付義務も、電子データによる承諾控えの提供でよいとされています(省令99条8項)。概要書面はクーリング・オフ制度の起算日に関連しないことや、契約の申込みを受ける前(勧誘途中)に交付すべきですので、迅速に提供できるようにしたものです。逆に、電子データは提供日時が記録されるので、契約の申込みの意思表示を受けた後に概要書面データと契約書面データを続けて提供した場合は、提供時期の違反となります。

電子データの提供方法

(6) 電子データを提供する消費者の電子機器は、最大径4.5(四捨五入して5)インチ以上の画面であること(省令10条1項4号等)

市販のスマホは最大径4.7インチ以上がほとんどですので、スマホに提供することは許容されています。

(7) 電子データの電磁的提供方法(省令8条1項等)

販売業者は、電子データの提供方法について次の3種類の中から選択できます。

①電子メールにPDFファイルを添付して送信する方法(同項1号イ)②事業者のウェブサイトにPDFファイルを掲載し、閲覧用URLを送信し、消費者がアクセスしてダウンロードする方法(1号ロ)③電子媒体に記録して交付(2号)

SNSで電子データを添付して送信する方法は、電子メールによる提供と変わらないようにも見えますが、区別が必要です。

すなわち、SNSでメッセージや添付ファイルを送信する行為は、受信者の電子機器にデータを送信しているのではなく、SNS事業者が開設している掲示板に送信者と受信者が相互にアクセスして掲載・閲覧するしくみですから、消費者がアクセスして電子データをダウンロードするまでは消費者の電子機器に記録されたとはいえません。ガイドラインは、SNSによる送信は、「送信者たる事業者がその送信を取消」す機能があるケースや、「期間の経過を理由に、消費者が書面に記載すべき事項を閲覧できなくなる」ような機能があるため、「消費者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項が記録された」(1号イの方法)とはいえないと記述しています。消費者がアクセスしてダウンロードしたときに消費者の電子機器に記録された(1号ロの方法)と評価できます。

(8) 電磁的提供は明瞭に読むことができるよう表示する義務(省令8条3項等)

ガイドラインには、明瞭に読むことができない

例として、赤地に赤字を表示する方法、印刷して8ポイントを下回る小さな文字の場合、極端に大きな文字で1画面に一文が入らないような表示が例示されています。

(9) 消費者が第三者への同時送信を希望すれば同時送信する(省令10条6項等)

(10) 電子データの到達時期(クーリング・オフの起算点)

①電子メール方式の場合は、消費者の使用に係る電子機器のファイルに記録されたとき(法4条3項)。消費者の電子機器のメールサーバーに届けば足り、電子機器を用いて電子メールをダウンロードしたり、電子メール本文や添付ファイルを開いたりするといった操作は不要です。そのため、消費者が気づかぬうちにクーリング・オフ期間が開始し経過するおそれがあるので要注意です。

②サイトアクセス方式の場合は、消費者が実際にアクセスしてダウンロードしたとき(法4条3項の解釈)。③電子媒体交付方式の場合は、電子媒体を消費者に交付したとき(省令13条等)。

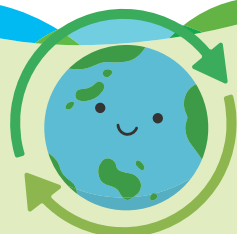
(11) 電子データが到達し閲覧できることの確認義務(省令12条等)

販売業者と消費者の電子機器のアプリの不適合によりファイルが開けない場合や文字化けして読み取れない場合が生じ得るので、販売業者は電子データを提供した後、消費者の電子機器に到達し、かつ添付ファイルを開けるか否かを確認する義務があります。

消費者にとっては、メールサーバーに届いた電子ファイルを実際に閲覧することにより、気づかぬうちに起算日が経過する事態を防止できます。

承諾取得・電子データ提供手続に違反した場合の効果

適法な承諾取得や電磁的提供でなければ、電子データの提供があったとはいえ、遅滞なく書面を交付する義務に戻ります。



フェアトレードの成果

渡辺 龍也 Watanabe Tatsuya 東京経済大学 名誉教授

日本放送協会(NHK)、国際機関、国際協力NGO等を経て、2000年より東京経済大学教員。主な著書に『フェアトレード学』(新評論、2010年)、『フェアトレードタウン』(新評論、2018年)がある

今回はフェアトレードがどのような成果を上げてきたのか、2009年から2015年にかけて公表された45の調査結果と、2021年に3大作物(コーヒー、バナナ、ココア)を対象に行われた調査の結果を中心にお伝えしていきます。

受益者数

まず、フェアトレードに支援されている受益者(生産者と労働者)の数を見てみましょう。2021年時点で国際フェアトレードラベル機構(FI)の受益者は203万人、世界フェアトレード連盟(WFTO)の受益者は97万人でした。ただ、その両方に参加する生産者・労働者もいれば、どちらにも参加しない生産者・労働者もあります。そのため受益者の総数は推測せざるを得ませんが、250万～300万人(扶養家族を含めると1200万～1500万人)に上ると考えられます。

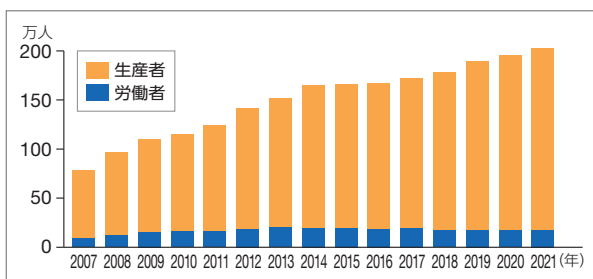
右上のグラフはFIが公表している受益者数の推移で、2007年から2021年の間に2.6倍になっています。未公表の2000年時点の受益者数を筆者なりに推計するとFIが約20万人、WFTOが約40万人となるので、2000年から今日までの増加率は約5倍と推定されます。

収入の向上

フェアトレードによって受益者はどれほど収入を向上させているのでしょうか。収入は生産量と販売価格、それにフェアトレードのルートで売れる割合によって決まります。フェアトレードはビジネスでもあるので、売れ行きを勘案しながら生産者から買い入れます。そうしないと

図 フェアトレードの受益者数

*筆者作成



在庫を抱えて行き詰まってしまうからです。そのため、生産量のうちフェアトレードの価格で売れる割合は、FI認証の場合バナナが70%、カカオが47%、コーヒーが34%、砂糖が24%、紅茶が5%程度で(2016年時点)、残りは通常のルート、価格で売らざるを得ません。

ではフェアトレードの価格は通常の価格(市場価格)とどれくらい違うのでしょうか。それは製品、時期、地域などによって違ってきます。

コーヒーを例にとると、価格が大暴落した2001年はフェアトレードが保証する最低価格は市場価格の2.5倍でした。一方、価格が高騰した2011年は最低価格より高い市場価格のほうを払うルールなので差がなくなりました。直近の2021年にペルーで行われた調査では最低価格が市場価格を10%上回っていました。

価格に生産量を掛けた「収入」では、同調査でフェアトレードに参加している生産者(以下、FT生産者)が参加していない生産者(以下、非FT生産者)を53%上回っていました(生産量の違いも影響していると考えられます)。

調査によっては収入の向上が限定的、わずか、なし、という結果も出ています。その理由としては、フェアトレード価格で売れる割合が少な

い、最低価格が市場価格より低い、生産コストが高騰、といったことが挙げられています。

生活物資や生産用資材の値上がりが生活を圧迫するなかで、生産者側は最低価格の引き上げを常々求めています。そのためときどき最低価格が見直されていますが、大幅な引き上げは買い手や買い入れ量の減少という逆効果を招きかねないため難しい、というジレンマがあります。

生活の質の向上

二百数十万人の生産者や労働者が参加する今日、フェアトレードが貧困の軽減、削減にどれほど貢献しているのか、その全体像を明らかにするのも至難の業です。

高い削減効果が確認されたのはウガンダのコーヒー生産者を対象にした調査で、FT生産者間の貧困率は非FT生産者間の貧困率の半分にとどまり、その削減効果はオーガニック認証やウツ認証よりずっと大きいという結果でした。

FT生産者の食料や栄養の状態は非FT生産者より良好なことも各種調査から明らかになっています。増えた収入は子どもの教育にも向けられます。チリのフェアトレード養蜂農家の調査ではフェアトレードの取引年数が1年増すごとに子どもの就学率が1.8%上昇すること、つまりフェアトレードに長く関わるほど子どもが学校に通えるようになることが分かりました。

最低価格の保証に加えて生活の向上に寄与しているのが「割増金(プレミアム)」です。それは最低価格の数%から10数%分を上乗せして生産者組織に支払うもので、2021年には1組織当たり平均10万ユーロ強(約1400万円、1人当たりでは1万3000円)が支払われました。

割増金は組織の構成員が話し合っ^てて皆の利益になる事柄に使うことになっています。最も多い使い道は収入を増やすための投資で、生産・加工施設の設置や機器・資材の購入、研修の実施、オーガニック認証の取得などが含まれます。

その他の使い道としては、教育を充実し、健

康を増進させるための投資や支出があります。教育面では学校の建設、識字教育の提供、奨学金の供与などが、健康面では診療所の開設、井戸・トイレの設置、医療費の補助などがあります。FT生産者の子どもは、中等教育はもちろん高等教育に進むケースも増えています。

セーフティネットとしての役割

多くの報告書が指摘する成果がセーフティネットとしての役割です。市場価格が暴落したとき、フェアトレードの最低価格は最低限の生活を守ってくれます。農作物は病害虫によって壊滅的な被害を受けることがあります(バナナの新パナマ病、コーヒーのさび病など)。最近ではコロナ禍で消費が落ち込み、物・人の移動が制限されたことで生産物が売れなくなりました。

そうした逆境が襲ったペルーのコーヒー生産地では、非FT生産者が貯金を使い果たして借金をし、なかには返済ができずに農地の売却や自殺に追い込まれたケースもありました。FT生産者も打撃を受けましたが、先進国の取引相手が買い支えたり、生産者組織が割増金を現金で配ったり、無利子や低利で貸し付けたりして逆境を乗り越えられたといえます。

このようにフェアトレードは有事の耐久力(レジリエンス)を高め、セーフティネットとして重要な役割を果たしているのです。

組織力の強化とネットワークの構築

フェアトレードは生産者に組合作りを求め、大農園や工場の場合は労働者組織の結成を求めます。生産者や労働者は“団結”することで買い手や雇用主に対して声を上げ、フェアな取引や雇用を実現できるようになるからです。

組織力の強化は交渉力の強化ももたらし、フェアトレード以外のルートで売らざるを得ないときも今までより高く売れたり、生産用資材であれば安く買えたりするようになります。

生産者・労働者組織には議決権の平等、定期的な会議の開催、文書化や報告義務化による透明性の確保などを求めている、そうした「民主的な運営」はある程度実現できているようです。

フェアトレードは、国際協力NGOや生産国の政府、同業者の全国組織といった外部のステークホルダーとのネットワークを築くことで、資金的・物質的・技術的な支援を獲得するだけでなく、有利な環境を生み出してもいます。ガーナとコートジボワールの政府は、フェアトレード側からの働きかけもあって、カカオの買い手に1ト当たり400ドルの生活所得保証金を支払うよう求める“公的なプレミアム割増金制度”を2020年にスタートさせました。

弱者の保護・エンパワメント

児童労働の禁止はフェアトレードの重要な原則で、各種の調査で少なくともその改善が報告されています。世界全体では新型コロナウイルスが蔓延した2020年に児童労働が20年ぶりに増えてしまいました。ペルーでコーヒーを栽培する非FT生産者の間では、学校の閉鎖や収入の減少に伴って児童労働が増えていました。FT生産者と違って、教育費が払えなかったり、リモート授業を受けるのに必要な機器が買えなかったりしたためだといいます。

女性に関しては、総じて発言権が強まったり、より重要な役割を果たしたりといった改善が見られます。ガーナのココア生産者組合はジェンダー問題担当部署を置き、幹部の一定数を女性にするクォーター制を採用するなど先進的な取り組みをしています。ただ、多くの地域では男性優位の文化や社会慣習が今でも大きな壁として立ちはだかっていると報告されています。

環境の保全

調査ではFT生産者は非FT生産者よりも環境への意識が高く、例えばペルーでは非FT生産者が焼き畑農業を続けているのに対してFT生産

者は野生生物や固有種の保全に努めています。ガーナのカカオ生産者組合は独自の環境政策や年次環境計画を策定して植林やアグロフォレストリー、太陽光発電などに取り組んでいます。

フェアトレードは有機農業を推奨し、生産者が殺虫剤や化学肥料の使用を減らしているため水質や土壌の質が改善されています。

気候危機は各地で水害、干ばつ、病虫害の発生などの問題を引き起こし、生産への影響も深刻化しているためFT生産者は危機感を強めています。ただ、あまりにも大きな問題なだけに有効な対策を取れていないのが実情のようです。

波及効果

フェアトレードは非FT生産者や地域社会全体にも波及効果をもたらしています。マリではFT生産者が綿花の品質を高めて高く売れるようになったのを見て、非FT生産者も綿花の品質を高めるようになったといいます。また、FT生産者が多数を占める地域では、フェアトレードが価格決定力を持つようになり、非FT生産者もその恩恵にあずかって高く売れるようになったという報告もあります。

割増金は地域社会のために使うことも推奨されています。例えば割増金で建てられた学校や診療所は地域の住民にも開放されています。そのほか給水タンクを設置したり、道路をよくしたり、街灯を整備したり、蚊帳を配布したり、英語レッスンを提供したりと地域貢献の方法も多様です。ペルーのFT生産者組合は、少数民族のコーヒー生産者を積極的に迎え入れ、組合費も半額にする優遇措置を取っています。

以上のようにフェアトレードはさまざまな成果を上げています。ただ、測る対象(産品、生産者、地域、年など)によって成果には大きな違いが出てきます。ここで紹介した事例の多くは長年フェアトレードに関わってきた組織のもので、年数の浅いFT生産者組織の場合は成果が限られることも付言しておきたいと思います。

省エネ住宅でも
快適に住まう工夫

省エネ住宅の支援制度など

山本 久美子 Yamamoto Kumiko 住宅ジャーナリスト

(株)リクルートにて住宅情報誌の編集マネジャーを経て現職。メディアへの執筆やセミナーの講演等を行う。「SUUMO ジャーナル」「東洋経済オンライン」「Yahoo! ニュース」等で連載中

菅義偉総理大臣(当時)が、「2050年までにカーボンニュートラル(脱炭素社会)の実現」をめざすと宣言して以降、住宅の省エネ化が進んでいます。政府が描くロードマップでは、2025年4月以降、「すべての新築住宅」で現行の「省エネ基準に適合する」ことを義務づけています。さらにロードマップでは、適合すべき基準を2030年までには「ZEH水準^{ゼッチ}に引き上げる」としています。より高い基準へと、住宅の省エネ化を加速させているわけです。

そのため、政府は住宅の省エネ化について多くの支援制度を用意しています。その一方で、新築住宅で省エネ基準を満たしていなければ、支援制度が受けられないようにしています。

 ZEH水準に向けて加速する省エネ化

新築住宅で省エネ基準適合義務化に向けて一気に舵^{かじ}を切りながら、ZEH水準に適合すればより多くの支援が受けられるようにもしています。注意したいのは、「ZEH」と「ZEH水準」は、必ずしも同じではないということです。

ZEHは、「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス」の略。住宅の省エネ化によって、使うエネルギー^{つく}を減らし、太陽光発電などにより創り出したエネルギーで補うことで、エネルギー消費量を正味(ネット)でゼロ以下にする住宅のことです。つまり、本来ZEHでは、エネルギーを創り出す設備を設置することが前提となります。

一戸建ての場合は、屋根に太陽光発電設備を設置して発電し、自宅で使うといったことが比較的しやすいですが、マンションなどの高層の

集合住宅では、屋上などの発電設備だけでは全戸分のエネルギーを補うことは難しくなります。

そのため、ロードマップで達成すべき「ZEH水準」は、「エネルギーを創る」ことを必須とはしていません。住宅の断熱性能を高めて、エネルギー効率のよい設備を導入することで、現行の省エネ基準よりも一次エネルギー消費量を20%以上削減することが必須条件です。これを満たす住宅については、手厚い支援が用意されています。

 省エネ住宅で利用できる減税制度

まず、支援制度のうち、減税制度を見ていきましょう。最も多く利用されるのが「住宅ローン減税」です。新築住宅(買取再販住宅含む)では、ローン残高の0.7%が13年間、所得税などから控除されます。ただし、2024・2025年入居の場合は、「省エネ基準」に適合しない住宅は対象外となります。その一方で、「ZEH水準」であれば500万円、さらに上位の「長期優良住宅・低炭素住宅(以下、認定住宅)」であれば1500万円が、「省エネ基準」適合住宅の借入限度額3000万円に上乗せされます。

中古住宅では、ローン残高の0.7%が10年間、所得税などから控除されますが、「省エネ基準」適合住宅より上位の省エネ性能であれば、対象となる借入限度額が1000万円上乗せされ、3000万円になります(表1)。

このほか、認定住宅またはZEH水準の新築住宅の場合、通常の住宅に比べて性能を強化するためにかかった費用に相当する額(性能強化費用相当額)の10%を、その年の所得税から控

表1 住宅ローン減税

除する「特別控除」があります。

なお、窓の断熱改修などの省エネリフォームを行った場合、所得税が最大62.5万円(太陽光発電設備を設置する場合は増額)控除され、固定資産税が1/3に減額される減税制度があります。

新築／ 既存等	住宅の環境性能等	借入限度額		控除期間
		令和４・５年入居	令和６・７年入居	
新築住宅 買取再販	長期優良住宅・低炭素住宅	5000万円	4500万円	13年間
	ZEH水準省エネ住宅	4500万円	3500万円	
	省エネ基準適合住宅	4000万円	3000万円	
	その他の住宅	3000万円	0円	
既存住宅	長期優良住宅・低炭素住宅 ZEH水準省エネ住宅 省エネ基準適合住宅	3000万円		10年間
	その他の住宅	2000万円		

出典：国土交通省ウェブサイト「住宅ローン減税」より

省エネ住宅の融資優遇制度

住宅金融支援機構と民間金融機関が提携して提供する住宅ローン「フラット35」を借りる場合、2023年4月以降は「省エネ基準」に適合している住宅であることが必須となりました。より省エネ性能が高い住宅には、その性能のレベルに応じて、当初一定期間の金利を引き下げる「フラット35S」が利用でき、「ZEH水準」以上などの場合は、より有利な「フラット35S(ZEH)」が利用できます。

また、中古住宅を購入して、合わせて一定の省エネ改修などを行った場合、当初一定期間の金利が引き下げられる「フラット35リノベ」が利用できます。

なお、「フラット35」の金利引き下げは、ポイント制になっているため、他の条件に適合してポイントが増えれば、さらに金利が引き下げられるしくみになっています。

住宅の省エネリフォームを行う場合については、住宅金融支援機構の専用ローン「グリーンリフォームローン」が利用できます。断熱改修工事、省エネ設備設置工事を行う際に、リフォーム工事費用のうち最大500万円を返済期間10年以内で借りられるものです。省エネリフォームでZEH水準に適合する場合は、金利が引き下げられる「グリーンリフォームローンS」も用意されています。

このほかにも民間金融機関の住宅ローンの中には、省エネ住宅や環境配慮型の住宅で、金利を優遇する場合がありますので、個別に確認す

るとよいでしょう。

年度によって変わる補助金制度

省エネ住宅に対する補助金制度は多様にはありますが、年度ごとに制度設計をするのが基本です。2023年度は募集が既に終わっているものが大半で、予算に達すると年度の途中であっても早期に打ち切られることがあります。ここでは、2023年度の補助金制度を中心に説明します。

まず「住宅省エネ2023キャンペーン」と称した、3省合同で3つの補助金制度がありました。国土交通省の「こどもエコすまい支援事業」(新築・リフォーム)、経済産業省・環境省の「先進的窓リノベ事業」(リフォーム)、経済産業省の「給湯省エネ事業」(新築・リフォーム)です。

「こどもエコすまい支援事業」は早期に予算上限に達して受付を終了しましたが、令和5年度補正予算で、その後継となる「子育てエコホーム支援事業」の実施が決まりました。新築対象の「子育てエコホーム支援事業」は、ZEH水準の住宅に80万円、長期優良住宅に100万円を補助するものですが、子育て世帯または若者夫婦世帯に限られます。リフォームの「子育てエコホーム支援事業」は、一定の省エネリフォームにその工事内容に応じた所定の補助額の合計金額を上限20万円まで還元するのが基本ですが、子育て世帯または若者夫婦世帯の場合と長期優良住宅リフォームを行う場合は、上限補助額が上乗せされる制度になっています。

「先進的窓リノベ事業」は、断熱性の高い窓に交換することで最大200万円までを補助するも

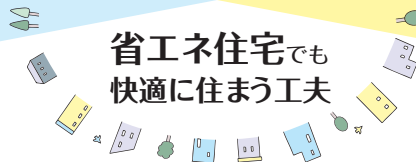


表2 ZEH住宅に対する補助金制度(2023年度)

対象	区分	対象	事業名	補助金
一戸建て	ZEH	中小工務店などによる木造のZEH	地域型住宅グリーン化事業(国土交通省)	上限140万円/戸 等
	ZEH	注文・建売住宅におけるZEH	戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等支援事業(環境省)	55万円/戸 等
	ZEH+	より高性能なZEH		100万円/戸 等
	次世代ZEH+	再エネなどのさらなる自家消費の拡大をめざした次世代ZEH+	次世代ZEH+実証事業(経済産業省)	100万円/戸 等
一戸建て・集合住宅	LCCM(ライフサイクルカーボンマイナス)住宅	LCCM住宅(ZEHと合わせて資材製造や建設段階もCO ₂ 排出を削減)	LCCM住宅整備推進事業 等(国土交通省)	一戸建て:上限140万円/戸、集合住宅:上限75万円/戸 等
集合住宅	ZEH-M(ゼッチマンション)	住宅用途部分が1～3層におけるZEH-M	集合住宅の省CO ₂ 化促進事業(環境省)	定額40万円×住棟に含まれる戸数 等
		住宅用途部分が4～5層におけるZEH-M/住宅用途部分が6～20層におけるZEH-M	集合住宅の省CO ₂ 化促進事業(環境省)	補助対象経費の1/3以内 等
		住宅用途部分が21層以上におけるZEH-M	超高層ZEH-M実証事業(経済産業省)	補助対象経費の1/2以内

※経済産業省、国土交通省、環境省パンフレット「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの推進に向けた取り組み」を基に筆者が作成

の。「給湯省エネ事業」は、省エネ効率の高い給湯器の設置で定額(令和5年度補正予算では8万円～20万円/台)を補助するもので、令和5年度補正予算で後継事業の実施が決まっています。

「ZEH」あるいは、さらに省エネ性能の高い住宅には、さまざまな補助金制度があります。2023年度には表2のような制度が実施されました。それぞれに細かい要件があるため、消費者自身で判断するのが難しいことから、多くの補助金は登録事業者が申請から受け取りまでを一貫して行うかたちを採っています。したがって、登録事業者でないと補助金制度の対象にならないことに注意が必要です。

また、2023年度には既存の住宅の省エネルギーフォームについても、いくつか補助金の制度がありました。「長期優良住宅化リフォーム推進事業」は、既存住宅を省エネ基準相当へ改修することが必要で、100万円/戸を上限に補助し、省エネ性が高いほど加算されるもの。また、「住宅エコリフォーム推進事業」は、既存住宅をZEHレベルの省エネ性能へ改修することが必要で、「省エネ診断」に費用の1/3を補助し、「省エネ設計・省エネ改修(建替えを含む)」には、35万円/戸を限度に補助するものです。

地方自治体でも省エネを推進

地方自治体でも各行政課題に応じて、さまざまな補助金制度を用意しています。例えば、東

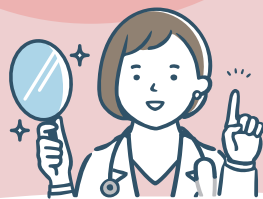
京都の「東京ゼロエミ住宅」は、住宅が密集する都市では住宅の省エネ化が難しいことから、国の基準よりも低い省エネ住宅でも補助金が支給される制度になっています。一方で、ZEH水準など省エネ性能の高い場合はより多くの補助金が支給され、最大で210万円/戸となります。また、太陽光発電設備や蓄電池を設置する場合は加算されるかたちになっています。

ほかにも、特定の省エネ設備・システムの設置や緑化対策などで補助金を出す自治体があります。住んでいる自治体に確認するか、(一社)住宅リフォーム推進協議会の「地方公共団体における住宅リフォームに係わる支援制度検索サイト」で調べることができます。

支援制度は施工事業者がカギを握る

さまざまな支援制度を活用するには、どういった省エネ基準を満たす必要があるか理解することが大切です。ただし、専門知識が必要になるので、施工事業者や分譲事業者などにあらかじめ相談して、条件を詳しく確認することがカギになります。また、多くの支援制度の中には、重複して利用できるものとできないものがあります。どの支援制度が使えるかだけでなく、どの組み合わせで使うのがよいか、スケジュールがそれぞれの支援制度にマッチするかなど、住宅の性能や支援制度の内容に詳しい事業者を選ぶことも大切です。

二重まぶたと鼻の手術



大竹 尚之 Otake Naoyuki 医師 公益社団法人日本美容医療協会 監事

二重まぶたと鼻の手術は、美容外科手術の中で多くを占める代表的な手術です。眼瞼、鼻の形態を変化させることは顔全体に大きな変化をもたらします。手術の可能性だけではなく、手術の限界、患者の個人差、変化量、そして合併症とその対処法についても理解が得られるまで医師と話し合うべきです。しかし一度に多量の情報を与えられても、すぐにすべてを理解することは難しいものです。一般に一度に30分以上の話し合いはあまり意味がなく、私は外来として何回かに分けて話し合うようにしています。

二重まぶた手術

二重まぶたにする手術は明治末期に行われた記録があるほど歴史があります。まぶたを引き上げる眼瞼挙筋の末端と皮膚が付いていて、開眼する際に皮膚も引き込むのが二重まぶたです。それが無い、いわゆる一重まぶたと比べ、目が大きく見え、多くの手術例があります。それを人為的に作成するための手術で、皮膚を切らない埋没式手術と切開する手術に大きく分けられます。

●埋没式二重形成(写真1)

切らずに行う手術として認識されています。実際は糸の結び目を移入させるために小さな切開を行うこともあります。皮膚側から刺入して、皮下と挙筋の縫合後、その結び目を刺入した穴から皮下に埋没させるのが原理ですが、その方法には大変多くのバリエーションと各医師の工夫があります。また結膜側から刺入する方法も

図1 埋没式

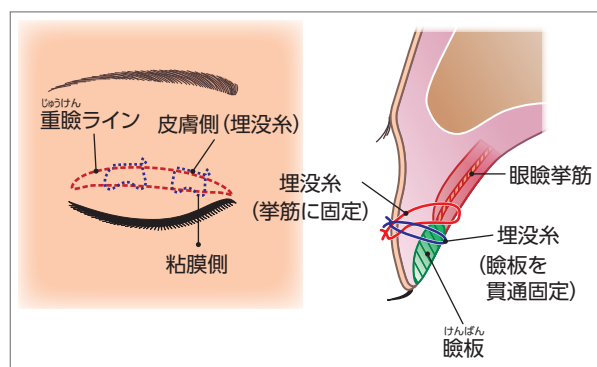
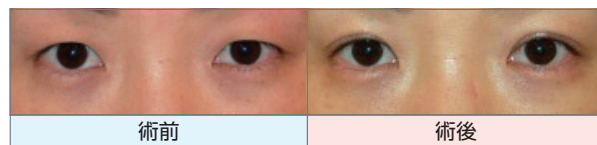


写真1 埋没式二重形成の例



あります(図1)。

元々手術侵襲が少ないため術後の腫脹が少なく、すぐに社会復帰できるため大変多く行われています。

平均的な二重を形成するには向いていますが、幅の広い二重形成や腫れぼったく厚いまぶたには向いていません。まぶたの厚い人は二重が自然消失する頻度が高くなりますし、基本的には非吸収糸を用いますが、まぶたをよくこする人は、埋没糸が露出し感染するリスクがあります。また霰粒腫(ものもらい)と区別できない皮下腫瘍を作ることもあります。

●皮膚切開、皮膚切除する二重形成術

想定した二重線を切開して眼瞼挙筋腱膜を確認して二重線を固定します(図2)。一重まぶた特有の過剰な皮下組織の減量や、余剰皮膚の切除などが行われますので、解剖学的には論理性

図2 切開式

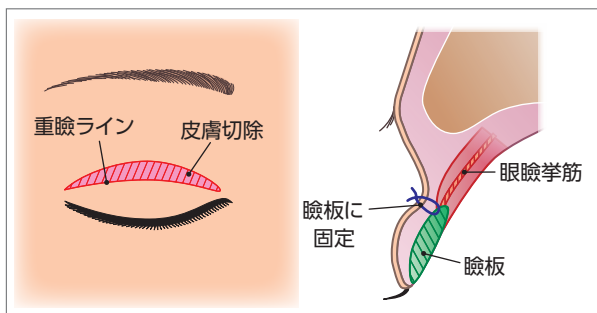
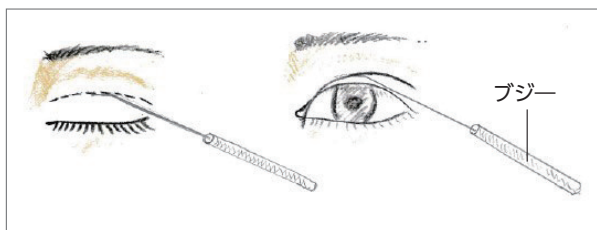


図3 二重幅の設定



を持った手術といえます(写真2)。

二重幅の設定は術前にブジー(医療器具)などを当てて決めますが(図3)、個人の解剖学的特性から大きく外れた設定は大変不自然な結果となります。眼瞼下垂症の眼瞼挙筋前転法も同じ術野です(写真3)。

病的な状態を改善する保険診療の手術よりも、形態目的の美容外科手術のほうが大変な熟練を要することになります。血腫や感染など初期に表れる合併症のリスクのほか、手術痕が目立つ、左右差などの形態的なリスクが数カ月後に表れることもあります。

そのため、一般的に、最初は埋没式で手術を行い、二重が不安定で取れてしまったら切開手術を行う傾向が強いと感じます。

●二重まぶた手術のコスト

手術コストは自由診療ですので、特に決まりはありません。埋没式は10万円前後、切開手術は保険診療の眼瞼下垂症手術を参考に25万円から60万円程度が一般的ですが、再手術など、難易度に応じて加算されることもあります。術前に提示された金額を、よく検討する必要があります。

写真2 皮膚切開、皮膚切除する二重形成術の例



写真3 眼瞼挙筋前転法の例

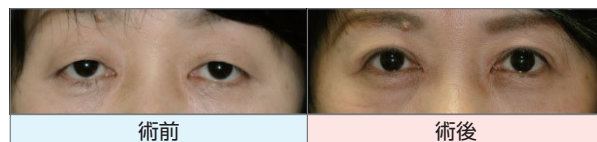
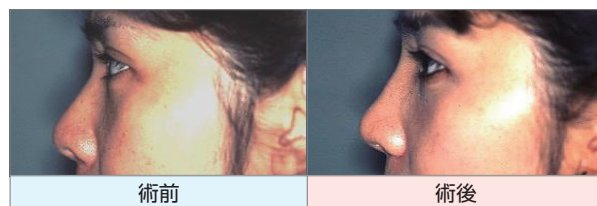


写真5 鼻背隆鼻術の例



鼻の手術

大正時代、梅毒性鞍鼻^{あんび}に対し象牙を削ったプロテーゼを入れた記録があります。その後しばらくは、鼻を高くする隆鼻術と骨を切って小さくする低鼻術(整鼻術)に二分されていましたが、最近30年くらいで鼻の手術は大きく進化し、骨や軟骨の操作によって細かく調整する、顔貌の一部として行われて、患者個人個人に合わせた手術が行われています。

●鼻背隆鼻術^{びはい}(写真5)

鼻背(鼻筋)皮下に何らかのものを入れて高くする手術です。1958年から医療用のシリコン(写真4)が使われるようになりましたが、最近

写真4 医療用シリコン



写真6 低鼻術、整鼻術(鼻骨骨切り術)の例

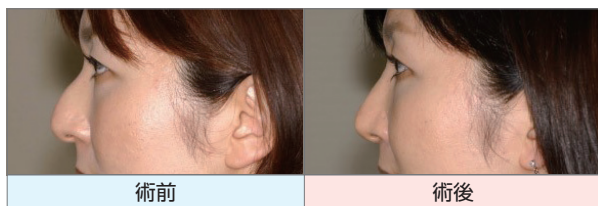
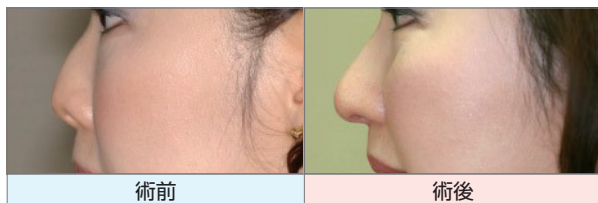


写真7 鼻中隔延長術、鼻尖形成術の例



では耳介軟骨^{じかいなんこつ}や肋軟骨^{ろく}を移植して形態を整えることが普及してきました。自分の組織を移植する場合は物質としての安心感がありますが、大変高度な技術を要するものです。移植後しばらくして移植物が曲がるなどの変化もあります。そのため現在でもシリコンやゴアテックス®なども用いられています。しかしこれらは異物ですので、鼻の皮下に入れることは構造的に感染や露出するリスクが常にあります。

●低鼻術(整鼻術)(写真6)

欧米では鼻の手術のほとんどはこの手術ですが、東洋では多くはありません。鼻骨の突出部を切除してスムーズな鼻背にし、鼻骨基部を切って中央に寄せて幅を縮小することが基本です。付随する軟骨の処理も行われます(図4)。

最近では隆鼻術と骨切りを組み合わせで行い大きな変化を求めるニーズも増えています。

●鼻尖^{びせん}、鼻柱、鼻翼の手術(写真7)

鼻先を細くする、延長するなどの施術で、多くは軟骨移植を伴いますので、綿密な計画と技術を要します。過剰な変化は形態的不満のみならず、術後の変形をきたします。鼻翼は過剰部分の切除が行われますが、左右差と目立つ^{はんこん}瘢痕^{びくう}の問題があり、鼻孔内で行うなど工夫されつつあります(図5)。

図4 鼻骨骨切り術(低鼻術、整鼻術)

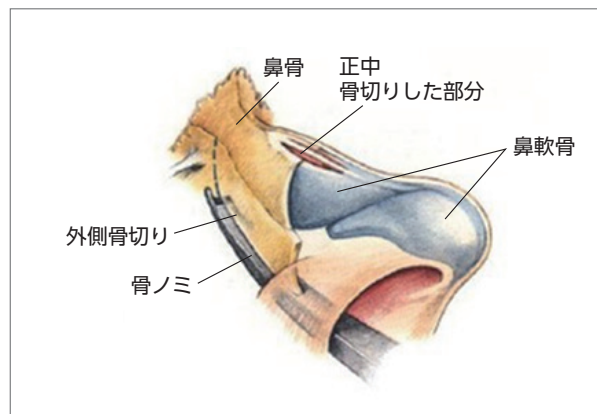
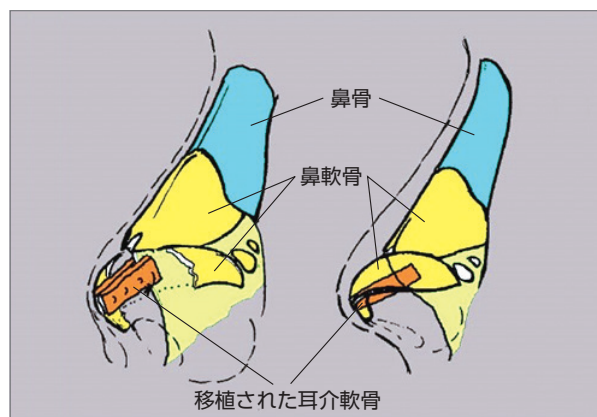


図5 鼻中隔延長術



●鼻の手術の注意点、リスク

鼻の手術は感染などで変形や経年変化が出るおそれがあることが知られており、大きな手術ほど経過観察が重要です。また鼻の形態自体がデリケートで、元の鼻への形態不満^{ふつしよく}が払拭されないことで満足度が低いことがあります。そのため複数回の手術や修正例が多く存在しています。また、鼻の形態に対する訴えに精神疾患が含まれていることは、多くの臨床経験上でも実感されていることです。

●鼻の手術のコスト

熟練を要するため高価格なものが多いですが、比較的簡単な手術では30万円くらいから、鼻骨骨切りや肋軟骨移植などを含めると数百万円と幅があります。最近では100万円から300万円くらいが平均帯と考えてよいと思います。



香港

住居のホルムアルデヒド除去サービスを比べる

● HKCC (香港消費者委員会) ウェブサイト

<https://www.consumer.org.hk/en/press-release/p-564-post-renovation-cleaning-and-formaldehyde-removal-service>

部屋のリフォームや家具新調の後、塗料や接着剤などからホルムアルデヒドが発散されるため、香港では多くの消費者がホルムアルデヒド除去やクリーニングのサービスを利用する。HKCCはこれらのサービスを提供する市内の事業者56社にサービス内容について問い合わせ、23社から回答を得た。

ホルムアルデヒドは刺激臭のある高揮発性無色のガスで、IARC(国際がん研究機関)は「人に対して発がん性あり」と分類する。高濃度ホルムアルデヒドへの暴露で目の充血や腫れ、涙、喉の痛みやかゆみ、呼吸困難やアレルギー反応などが生じ得る。

除去に最も広く利用されているのは二酸化チタンの除去剤を噴霧し光に当てる光触媒で、酸化還元反応によりホルムアルデヒドは水と二酸化炭素に分解される。事業者によっては防カビ剤入りや除去剤

コーティング付きなどのスプレーのオプションもあり、広さ約56～74㎡の1室当たりで1,202～7,000香港ドル(約23,000～134,000円)もの差になった。

作業前には食器、衣類、ペットなどを室外に移動させる必要がある。光の照射が不十分だと光触媒の効果があまり得られず、ホルムアルデヒドの二次生成物質で発がん性のあるアセトアルデヒドが発生するおそれもあるため、作業後は事業者がエアポンプで換気し、数日間は窓を開放させる必要がある。また、除去作業後も家具や塗料からのホルムアルデヒド発散は継続するため、終了後に濃度を測定し一定以上の場合は同様の作業を無償提供する保証期間がある事業者を選ぶことも大切である。HKCCは料金の比較だけではなく、サービスや保証の内容などを前もって確認して慎重に選ぶよう勧めている。



アメリカ

危険な玩具のウォータービーズをリコール

● CPSC (アメリカ消費者製品安全委員会) ウェブサイト

<https://www.cpsc.gov/Recalls/2023/Bufalo-Games-Recalls-Chuckle-Roar-Ultimate-Water-Beads-Activity-Kits-Due-to-Serious-Ingestion-Choking-and-Obstruction-Hazards-One-Infant-Death-Reported-Sold-Exclusively-at-Target>
<https://www.cpsc.gov/Safety-Education-Centers/Water-Beads-Information-Center#.edn1>● CR (コンシューマーレポート) ウェブサイト <https://www.consumerreports.org/babies-kids/toys/water-beads-pose-a-serious-safety-risk-to-children-a6431187819/>

CPSCは2023年9月、玩具メーカーが中国で生産しアメリカ大手スーパーが輸入・販売したウォータービーズのパック約52,000個のリコールを発表。誤飲すると吸水膨張して腸閉塞や窒息に、耳に入ると耳殻閉塞になるおそれがあり、死亡の危険性もあるとし、使用を中止しメーカーに返品するよう消費者に促している。また同日、警告文書も発表。保護者や保育者に対し3歳以下の乳幼児の周囲からの排除、及び学校などでの使用全面禁止を要請、子どもが飲み込んだり耳・鼻に詰めた可能性がある場合は即刻の病院受診を促している。そして ●子どもだけで遊ばせない ●子どもの手が届かないよう安全に保管する ●飛散すると住居内外のどこにあるか分からなくなるため危険軽減には排除が最善、としている。

素材は高吸収性ポリマーで、2010年に玩具とし

て発売され、保育・教育現場でも使用されている。今回のリコールは同製品による2023年7月の10カ月乳児の死亡事故と2022年11月の9カ月乳児の腸閉塞の手術を受けて発表された。CPSCでは2016～2022年に約7,800件の事故を把握しているという。

ウォータービーズは乾いた状態では最小で待ち針の頭程度だが、水分を吸収すると最大100倍になる。さらにこの素材は腸内や胸腔内のX線画像に写りにくく、また可塑性があり、コインやボタン電池の誤飲に比べ塞栓箇所の予想や特定が困難で診断も遅れやすい、と小児救急外来の専門医は懸念を示す。

CRは、数年前から救急搬送される事故が起きながらリコールが遅すぎた点やリコールが当該製品のみを批判。事業者に法令違反や不正行為がなかったかを究明し対処するようCPSCに求めている。

衣服がもたらす社会問題を知り、 自分の衣生活を見つめ直そう

松田 剛史 Matsuda Takeshi

藤女子大学人間生活学部人間生活学科プロジェクトマネジメント専修 准教授
大阪府出身、北海道在住。会社員、たこ焼き屋経営、中学校教員、NPO運営やウェブ記者などを経て現職。趣味は畑作り

エシカルチームの活動概要

本学科プロジェクトマネジメント専修では、社会のさまざまな問題をとらえ、企業や行政、NPOなどと協働してその解決や改善をめざすプロジェクトを立案・実践することで、社会で生きて働く力を身に付ける学びを展開しています。

2022年度、3年次の授業ではフードロスをテーマに野菜の切れ端から育てた再生野菜を使ったレシピ作りに取り組みました。この「リボンベジタブルプロジェクトチーム」のメンバー4名が中心となり、そこに他プロジェクトからの1名を加えた5名の学生が2023年度、4年次の授業科目「プロジェクトマネジメントⅢ」で衣服ロスをテーマにした「エシカルファッションチーム(エシカルチーム)」を立ち上げました。発足した4月当初は、手元にある衣服をどう処理するかに視点が置かれていましたが、調査活動を通して「大量生産・大量消費・大量廃棄」の関連性に着目し、環境・社会・人に対して配慮

した消費行動を意味する「エシカル消費」が大切なキーワードであることに至りました。

後に「みんなにエシカルを！プロジェクト」と命名される本活動は、「衣服と社会問題を結び付け、豊かな消費行動を広めることで、サステナブルな世の中を実現します」をミッションとして決めました。そして、その達成に向けたビジョンを「エシカルな消費行動を認識できる場をつくります」とし、その具体的な活動の柱を「イベント事業」「ワークショップ教材の実践事業」「社会調査事業」、またそれを支える活動を「社会への周知活動」として設定し、取り組んできました(図1)。これにより、9月の北海道静内高等学校でのワークショップ授業の実践へとつながりました。

高校でのワークショップの内容

ワークショップ教材の実践事業では、認定NPO法人開発教育協会作成・発行の教材「服・ファッションー開発教育アクティビティ集5」

(図2)を使用することとし、市民講座を展開しているNPO法人さっぽろ自由学校「遊」の2023年度後

図1 ミッションの実現に向けた活動の柱

イベント事業	ワークショップ教材の実践事業	社会調査事業
5/20-21 アースディin円山動物園 7/22 しみさぼマルシェ-2 8/4-5 SDGsゼロカーボン上映会 8/12 あそびバ！エコプラザ 9/23 しみさぼマルシェ-3 10/7-8 藤花祭(大学祭) ●ミツロウラップづくり体験の提供 ●フェアトレード雑貨委託販売 ●イベントスタッフ	7/28 学内2学年への提供(8名) 9/8 札幌市環境プラザと共催事業(14名) 9/13 静内高校1年生への提供(167名) 9/25 学内1学年への提供(16名) 9/30 さっぽろ自由学校「遊」講座(15名) 2/17 宮小牧市市民講座(24名)【予定】 ●開発教育協会教材「服・ファッション」の実践 10-2月 さっぽろ自由学校「遊」講座(連続ワークショップ)学生スタッフ	●イベント、WS教材実践時に回答を依頼 ●学内ツールやSNSなどさまざまなメディアを使って回答を依頼 ●衣服の所持状況把握調査(開発教育協会との協同調査) ●実態を把握し、WS教材実践や改善などに活用する ●エシカル認知度調査(チーム独自の調査) ●エシカル認知度を知る ●主にWS受講者への追跡調査(チーム独自の調査) ●受講後にライフスタイルがどのように変化したか(していないか)の変容を見取る
6/25 フェアトレードフェスタinさっぽろ2023 活動報告会 発表 7/21 日本プロジェクトマネジメント協会 北海道PMセミナー2023 発表 9/21 日経新聞、9/26 北海道新聞 WS記事掲載 9/26 FM NORTH WAVE「cottonsky」出演 10/26 北海道新聞「くらし」取材記事掲載 12/16 コミュニティFM三角山放送局「TAWALAB」出演 1/15 プロマネ専修成果報告会(学外向け) 発表【予定】 2/24 日本環境教育学会北海道支部研究大会 発表【予定】	加えて ●上記事業に関わる機会での提示物 ●SNS等のメディアを使った広報活動 ●報道機関への情報提供や取材依頼 ●プロジェクトパートナーやステークホルダーを介した情報の提供や拡散	

(エシカルチーム作成)

図2 「服・ファッションー開発教育アクティビティ集5」



(認定NPO法人開発教育協会)

期講座の1つを学生が担うこととなりました。一般の方から参加費をいただく講座を実施するには、多くの実践経験が必要で、学内はもとより、学外での実践も不可欠でした。そこで、6月のフェアトレードフェスタinさっぽろ2023で活動報告をした際に同じく登壇していた静内高校に実践機会の依頼をしたところ、快く場と時間を提供いただけることになりました。「地理総合」2コマ(100分)の時間に、1年生5クラス(167名)が体育館へ一堂に会する実践でした。担当教諭によると、本科目は学習の根底としてフェアトレードやエシカルの視点を入れ、国際協力につなげたいとの構想があったことから、お互いにwin-winの実践となりました。

当日は5名または7名ずつのグループに分かれ、「日本で売られている服のうち輸入されている割合はどのくらい？(答:90%以上)」など、衣服についての現状をクイズ形式で把握したり、レクチャーから得られた知識をもとにエシカルな視点で自分が着たい服の素材や機能等を選んだ「未来のときめきファッション」をデザインし、発表するなど、分かりやすい内容と構成でした(写真)。多人数の高校生に対して、大きなトラブルもなくワークショップ授業を進められたのも、学生の入念な事前準備とイメージトレーニング、またリハーサルを重ねてきた結果であると思います。また、学生が個々にワークショップに必要な情報を自発的に収集して学習を深め、メンバー同士で共有していたことは、高校生へのとっさのコメントや学習促進のためのヒント出しなどにもつながり、自信を持って場を提供できたことに反映されていたと思います。

写真 ワークショップ授業のようす



す。授業後、高校生からは、「エシカルって知らなかったけど、とても大切なことだと知る

ことができた」「とても楽しく分かりやすかったし、そんな授業ができる大学生ってすごい！」などの評価もあり、学生たちにとっても自分たちが進めてきたプロジェクトの価値と可能性を改めて認識する機会ともなりました。

今後の展開

活動の柱の1つである「社会調査事業」では、衣服の所持状況とエシカル認知度についてのアンケート調査を実施し、私たち消費者の現状把握に努めています。ワークショップ受講者にも事前に回答いただき、数カ月後に追跡調査を実施して、受講による意識変容があるかどうかについても調査しています。

また、新聞やラジオといったメディアにも取り上げられ、SNSや本学ウェブサイトでもエシカルチームの活動を随時発信しています。目に留めていただいた皆さんからワークショップやイベントの依頼も寄せられるようになり、活動が着実に広がりを見せていることは、大きな成果ではないかと思っています。

今後も進展が期待される場所ですが、本プロジェクトが授業の一環であることと、活動主体の4年生が卒業することもあり、2024年3月で終了します。本活動実績と社会調査の分析結果をまとめたものを学会で発表し、研究者や専門家からフィードバックをいただくことを現時点でのゴールとしています。エシカルチームの学生からは「大学生のうちにプロジェクトの企画・運営・進行などを経験できて本当によかった。就職してからすごく役に立つ！」「正直とてもつらかったけど、今見返すとやり切った感もあるし、このメンバーでやってきてよかった！」などの感想が挙がっていました。

協力いただいた多くの事業所・団体・個人に支えられてここまでやり切ることができました。この場をお借りして深く感謝申し上げます。そして、本活動の実績が後輩たちへと引き継がれることを期待しています。

気になる この用語

第63回

消費生活相談の周辺用語を取り上げ、やさしく解説します。

畑尾 正人 Hatao Masato 日本化粧品工業会科学部長、薬学博士
日本フォトダーマトロジー学会理事、ISO TC217 WG7 (紫外線防御) プロジェクトリーダー、
日本動物実験代替法学会国際交流委員長なども兼務

紫外線防止用 化粧品

紫外線

紫外線は、色として目に感じる光よりも短い波長を持つ光の一種であり、太陽光中に含まれています。紫外線の強さはその土地の高度や緯度、季節や天候、時刻などによって変化します。高山や低緯度(熱帯)などでは紫外線は強くなり、夏や晴天、太陽高度の高い時間帯(正午頃)も紫外線が強い環境です。しかし、こうした環境でなくても人体に悪影響を与えるレベルの紫外線は降り注いでいるので油断は禁物です。

(1) 紫外線の皮膚への影響

私たちが日常生活している地表に届く太陽光中の紫外線は、その性質の違いにより、波長の長さからより長い波長のUVAと短い波長のUVBとに分けられています。

UVAは、日差しを浴びた後に、肌をすぐ黒くする紫外線です。雲や窓ガラスなども通過して、肌の奥深く真皮まで届き、シワやタルミなど肌の光老化を促す原因の1つといわれています。

UVBは、主に表皮に強く作用して日差しを浴びた数時間後に、肌に赤く炎症を起こす紫外線です。この炎症はメラニンを増加させるため、日差しを浴びて赤くなった肌は、個人差はありますがやがて黒く変わります。黒くなった肌はさらに時間をかけて元の肌色に戻っていきます。

しかしこうした日やけを繰り返すことにより、長い期間を経て、皮膚に不可逆的なシミや深いシワ、さらには皮膚がんを起こすことが知られています。こうした不可逆的な変化を起こす紫外線の影響を「光老化」と呼びます。

紫外線防止用化粧品は、日やけ止め化粧品あるいはサンスクリーン化粧品などとも呼ばれ、太陽光中の紫外線から私たちの身体を守ってくれる化粧品のことを意味します。

(2) 紫外線の防ぎ方

太陽光中の紫外線を上手に防ぐには紫外線の性質を知り、強い紫外線の環境では長い時間の戸外活動をしないようにすることが一番ですが、外出しなければならない場合には、つばの広い帽子をかぶる、日傘を差す、長袖を着るなどで肌を紫外線から守ることが勧められます。なかでも紫外線防止用化粧品は肌に密着して紫外線から守るので、適切な使用は効果的です。またサングラスなどをかけて目を守ることも、長い期間の紫外線の影響で起こる白内障を防ぐために効果があると考えられます。

日々の紫外線を防御することは私たちのQuality of life(QOL)を高めるうえで大切な意味を持ちます。

紫外線防止化粧品の働くしくみ

紫外線防止用化粧品はその製品の中に紫外線を防御する成分として「紫外線吸収剤」や「紫外線散乱剤」と呼ばれる成分が配合されています。肌の上に塗布したときにこれらの成分が働いて、塗布された化粧品の薄い層で紫外線を防御するので、塗布状態にムラがあったり、わずかな量しか肌の上に塗布されていない状態では十分な効果が発揮されません。適切な塗布が紫外線防止効果には不可欠です。

(1) 紫外線吸収剤と紫外線散乱剤

「紫外線吸収剤」は、主に油分のような成分で吸収剤そのものが紫外線を吸収し、肌への紫外線の影響を防ぎます。国内ではさまざまな紫外線吸収剤が厚生労働省により使用を認められて

いますが、成分表示名として「メトキシケイヒ酸オクチル(メトキシケイヒ酸エチルヘキシル)」 「ジメチルPABAオクチル(ジメチルPABAエチルヘキシル)」 「t-ブチルメトキシジベンゾイルメタン」などと書かれているものは紫外線吸収剤です。紫外線吸収剤も、他の化粧品成分と同様にアレルギーなど肌に合わない場合があります。肌にトラブルがあった場合には皮膚科医に相談してください。また成分表示を見て自分に合った紫外線吸収剤を選ぶこともポイントです。

「紫外線散乱剤」は、主に粉体で、肌表面に受ける紫外線を物理的に反射させて、肌への紫外線の影響を防ぎます。一部には紫外線を吸収する効果もあります。成分表示名では「酸化亜鉛」「酸化チタン」などと書かれています。

● SPF表示

「SPF」は Sun Protection Factor の略語で主としてUVBによるサンバーン(赤くなる日やけ)の防止効果を表し、数値が大きくなるほどサンバーンの防止効果が高くなります。

しかし、SPFが50程度であれば紫外線の強い場所や紫外線に弱い人であってもUVBによる炎症をおおむね防止できるとの考えから、SPF測定法により測定した結果、SPFが50より明確に高い場合には、その数値を示すことなく「SPF50+」と表示しています。

● PA表示(UVA防御)

「PA」は Protection Grade of UVA の略語で「UVA」の防止効果を表しています。

PAはUVAによる短時間で皮膚が黒くなる反応(持続型即時黒化)を指標にしたUVAの防御効果を表しており、「PA+」(UVA防止効果がある)、「PA++」(UVA防止効果がかなりある)、「PA+++」(UVA防止効果が非常にある)、「PA++++」(UVA防止効果が極めて高い)のいずれかで表示され、「+」の数が多いほどUVA防止効果が高いことを示しています。

● UV耐水性表示

「UV耐水性」は水に濡れる場面での紫外線防

止用化粧品を選ぶ際の目安となります。

水に触れない条件で測定した日やけ防止効果(SPF)が、水に触れた後にどれだけ保持されているかを調べ、その耐水性試験の基準を満たすと製品に表示されます。

そのレベルは「★」もしくは「☆」の数で示され、「UV耐水性★(もしくは☆)」 「UV耐水性★★(もしくは☆☆)」の2段階です。それぞれ「ワンスター」「ツースター」と読みます。★★の耐水性試験のほうがより厳しい条件の耐水性試験に合格したことを表しています。

(2) 紫外線防止化粧品の選び方・使い方

紫外線防止化粧品の選ぶには使用するシーンに応じて選ぶことが大切です。紫外線の強い地域や長時間の戸外活動、紫外線に対して弱い肌の人は高めのSPF値やPA表示の製品を、また海水浴などの場合はUV耐水性★★などの水に強い製品を選んでください。また成分表示を見て、自分の肌に合った成分の製品や使い心地のよい製品を選ぶことは、長い期間紫外線防御を続けるために推奨されます。

使い方としては十分な量を肌にムラなくのばすこと、少なくとも2〜3時間おきを目安に皮膚の状態を見て塗り直すこと、水に濡れた後に塗り直すときは水気を取り、乾いてから塗り直すことなどを心がけると、効果的な紫外線防御に役立ちます。

● 光老化を防ぐには

光老化は、紫外線によって起こされるため通常の老化とは区別されますが、長期間の紫外線によって初めて起こされる皮膚の変化ですから、起こさないようにするにも長い期間にわたる紫外線防御が不可欠です。子どもの頃から紫外線を防御する習慣をつけることで、年を取ってから起こる光老化の可能性を少しでも減らすことが公衆衛生の向上に貢献できると考えています。

より詳しい内容は、日本化粧品工業会のウェブサイトでご覧いただけます。

<https://www.jcia.org/user/public/uv/>

第 54 回

賃貸住宅の 「原状回復」トラブルにご注意

相談事例

25年間入居していたアパートを先月退去した。家賃は約7万円で、敷金22万円を払っている。管理会社と立ち会い後、書面を交わして退去したが、その後、「床の張り替え、建具の塗り替え、畳表替え、クロス塗装、ハウスクリーニング等の費用約19万円を敷金から差し引いて返金する」との書面が届いた。居住年数が長いのでそれなりに汚れはあったが、破損させた箇所はないし、立ち会いの時にも特に指摘されなかったので、通常損耗だと思う。賃貸借契約書には畳の表替えに関する記載はあるが、ハウスクリーニング費用に関する記載はない。納得できないがどうしたらよいか。

(40歳代、男性)

●原状回復とは

賃貸借契約の「原状回復」とは、借主の故意・過失によって賃貸住宅に生じたキズや汚れ、また、借主が通常の使用方法とはいえないような使い方をしたことで生じた損傷等を元に戻すことをいいます。賃貸借契約終了時に、借主は原状回復を行う義務を負いますが、借主の責任によるものではない損傷や、普通に使っていて生じた損耗(通常損耗)、年月の経過による損耗・毀損(経年変化)については、原状回復を行う義務はありません。

●問題点とアドバイス

賃貸借契約は長期間にわたることが多く、問題となっている損傷等が通常損耗や経年変化に当たるかどうか客観的な判断が難しいことがあります。賃貸住宅を退去する時にトラブルにならないため、次のようなことに注意しましょう。

(1) 契約する前に契約書類の記載内容をよく確認しましょう

国土交通省が示している賃貸借契約書のひな形である「賃貸住宅標準契約書」や貸主と借主の

どちらが原状回復費用を負担すべきかについて一定の基準を示した「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」と契約書類を見比べて、違っている箇所はよく読んでおきましょう。特に、「ハウスクリーニング費用は全額借主負担」といった、ガイドラインと異なる内容が特約で定められている場合がありますので、必ず確認しておきましょう。

(2) 入居する時には、賃貸住宅の現在の状況をよく確認し、記録に残しましょう

入居時には、賃貸住宅にキズや汚れ等がないか、エアコンなど備え付けの設備がきちんと動作するかなど、できる限り貸主側と一緒に、写真を撮ったりメモを取ったりしながら、住宅の現在の状況をしっかり確認しましょう。

(3) 入居中にトラブルが起きたら、すぐに貸主側に連絡・相談しましょう

エアコンや給湯器などの入居時に設置されていた機器に不具合や故障が起こった場合や、雨漏りや水漏れなどのトラブルが起きた場合には、すぐに貸主側に連絡し、どうすればよいか相談しましょう。

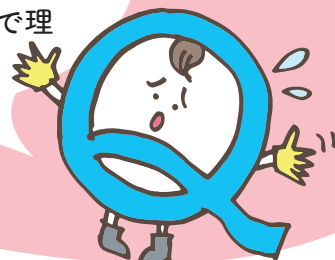
参考：国民生活センター「住み始める時から、『いつか出ていく時』に備えておこう！－賃貸住宅の『原状回復』トラブルにご注意－」(2023年2月1日公表)
https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20230201_2.html



住宅購入契約をやめたら キャンセル料が必要？

相談者の気持ち

外国人で、日本語は日常会話程度できます。住宅購入を申し込んだ際、銀行融資の審査が通らなかったためキャンセルを申し出たところ「解除期限を過ぎているのでキャンセル料が発生する」と言われました。解除期限について聞いた覚えがありませんが、日本語の説明だったので理解できなかったのかもしれませんが。支払わないといけませんか？



小島 直樹 Kojima Naoki 弁護士

第二東京弁護士会・消費者問題特別委員会に所属。一級建築士。通商産業省(現経済産業省)などの勤務経験を生かし、消費者被害救済のほか、高齢者や中小企業の法律問題など広く取り組む



日本語の能力が十分でなくても、相手からの説明を理解することができ、契約の内容についての判断能力があれば、契約は有効に成立します。相談者は日常会話で成立する程度の会話力があり、住宅の購入契約により、自分がどのような契約上の義務を負うことになるのかを理解することができているようなので、契約は有効であると思われます。契約が有効であっても、キャンセル(解除)をすることはできますが、解除期限を過ぎていて、その解除期限について聞いていなかったようなので、それにより、キャンセル料を払わなければキャンセルができないのが問題となります。

契約解除に関する事項は、「重要事項説明書」において必ず記載されていなければならない、宅地建物取引士が説明をしたうえで書面を交付しなければなりません(宅地建物取引業法35条1項)。重要事項説明書の内容が十分理解できないまま契約したとしても、契約を解除するのであれば、原則として契約の定めに従う必要があります。

キャンセルについては、違約金を払って解約するほかに、クーリング・オフという制度があり、本相談のような宅地建物取引の場合、次の条件を満たした場合、契約を解消することができます(同法37条の2)。

①売主が宅地建物取引業者であること ②契約をした場所が売主の事務所等以外の場所であること ③申込みの撤回(クーリング・オフ)ができること及びその方法を告げられていること ④③について書面交付がされていること ⑤③を告げられてから8日以内であること、の場合に、書面により通知することで認められます。

事業者は「解除期限を過ぎている」と言っていますが、相談者の場合、「解除期限について聞いた覚えがありません」ということですので、③と④が満たされていないのではないかとということが問題になります。もし相談者が③の告知(説明のことです)を受けていたとしても、④の書面交付を受けていなければクーリング・オフができることとなります。この場合、そもそも「8日」は始まっていないので、期間制限は無関係であり、書面が交付されない限り、いつまでもクーリング・オフができます。

また、相談者は銀行融資の審査が通らなかったということですが、融資が通らなかった場合に契約がどうなるのかも、重要事項説明書において記載されていなければならない(同法35条1項12号)、融資が不成立の場合には契約を解除することができるようにするものとされています(国土交通省「宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方」)ので、相談者はこちらを主張して契約を解除することもできます。



暮らしの判例

国民生活センター 消費者判例情報評価委員会



消費者問題を考えるうえで参考になる判例を解説します

税理士法人との相続税申告代理委任契約の責任制限条項を消費者契約法10条により無効とした事例

消費者(相続人)Xが税理士法人Yと税務代理等につき委任契約を締結したが、この契約にはYの過失によりXに生じた損害につき、Yは報酬額を上限として損害を負担し、Xはその他の請求を放棄する、という責任制限条項が定められていた。Yが相続税申告等に際し、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例を適用せずに課税価格を計算したため、この特例を適用した場合と比べXは過大な税額を納付した。判決はYの過失を認め、債務不履行責任の発生を肯定し、かつ前記責任制限条項は消費者契約法10条により無効となるとして、Yの損害賠償義務を認めた。

原告：X(Aの子3名を併せてXとする)
被告：Y(税理士法人)
A：Xの親。Aの相続人はX3名のみ
(横浜地方裁判所令和2年6月11日判決
『判例時報』2483号89ページ)



事案の概要

Aが2016年11月に死亡し、Aの子3名(X)が相続した。Xは税理士法人Yと、この相続に関する税務代理、税務相談及び税務書類の作成に係る委任契約を同年12月に締結した。報酬額は契約で定められた算定方法に従い最終的に約350万円となったが、遺産総額等に応じ算定される部分があったので契約締結時には具体的な金額は示されていない。XがYと契約した背景には、Aが生前所属していた農業協同組合からYを紹介されたことがあった。

この委任契約の契約書には、受任者(Y)が本件契約に基づいて行った委任事項の業務について、受任者の過失により委任者(X)が損害を受けたときは、受任者は委任者より既に受けた本件相続に係る報酬の額を上限として損害を負担するものとし、委任者はその余の請求を放棄する、という内容の責任制限条項が定められていた。判決によると、日本税理士会連合会の相続税に関する税務代理委任契約の参考書式には損

害賠償額の制限条項がなく、広く相続税の税務申告代理に係る委任契約で一般的に設けられていたとも認められないとされる。

Yはこの契約に基づき業務を遂行し、相続税申告、修正申告を代理して行い、Xに相続税本税額として合計約2億9000万円を納税させた。しかしこの際Yは、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例(租税特別措置法69条の4。以下、特例)を適用せずに課税価格を計算し、そのため特例が適用された場合と比べXは約1900万円、過大な税額を納付した。

そこでXは、YにはXの相続税額が最も低くなるよう、事実関係及び関係法令を正しく調査したうえで、これを正しく解釈、適用しつつ、税務代理業務を遂行すべき注意義務を負っていたが、これに反したとして、債務不履行または不法行為に基づき損害賠償を求め提訴した。

争点は、①Yの過失の有無 ②損害 ③本件責任制限条項の有効性(消費者契約法10条該当性)、である。本稿では③を中心に検討する。判決は③について、本件契約の消費者契約該当性、及



び10条前段該当性は容易に認めている。実質的な争点は10条後段該当性である。

なお①は特例の適用に関する過失の判断で、特例の適用を可としている。しかし実は本件のような事情下での特例の適用の可否については定説がなく争いがあるが、本稿では省略する*。本判決はYの過失について、一般に税理士等と納税者との税務申告代理の契約では、納税者である依頼者が納めるべき税額を法律上可能な範囲でできるだけ少なくすることが税理士等の債務の内容に含まれ、税理士等は、特例の適用可能性がある場合、適用の可否について検討し、適用が可能ならば特例を適用したうえで税務申告代理をすべき委任契約上の注意義務を負うとした。そして、特例に関わる書類がYに交付され、またそれをめぐる状況から、Xが特例を受けることを希望しているとYは認識したとしている。そして、仮に特例の適用の可否につき検討し困難と判断したならXにその旨伝えられてしかるべきだが、そのような形跡がないため、Yは申告時点までに適用の可否を検討していなかったとして注意義務違反を認めている。



理由

前記③の責任制限条項の有効性(10条該当性)のうち、10条後段の信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものに該当するかどうかについて絞って紹介する。

(1)ある消費者契約の条項が、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものであるかは、消費者契約法の趣旨、目的(同法1条参照)に照らし、当該条項の性質、契約が成立するに至った経緯、消費者と事業者との間に存する情報の質及び量並びに交渉力の格差その他諸般の事情を総合考量して判断されるべきである。

(2)本件責任制限条項は、消費者である税務申告者に対し、自身に生じ得る損害の額、すなわ

ち、本件責任制限条項により自身が負担することとなるリスクの程度を見積もることが困難な段階で、損害賠償請求権の一部を放棄させるものであると評価できる。(理由として、本件責任制限条項が単にYの損害賠償責任を制限するのみで、しかもこれにより報酬額が低廉な額に抑えられているともいえないので、本条項は業務遂行により生ずる損害リスクを既払いの報酬相当額を除きすべて消費者Xに転嫁するものであること、及びXが契約締結時点で、遺産総額や課税額、さらに税務申告代理に過誤があった場合に生じ得る損害額の程度を見積もることは容易ではないことを挙げる。加えて、Yには損害賠償責任リスクを税理士職業賠償責任保険の加入で回避可能だったことを指摘している。)

(3)本件契約は、一般の消費者であるXが、Aの相続発生後所定の申告期限内に、税務の専門家である税理士を構成員とする法人であるYとの間で締結した相続税の申告代理に係る委任契約であり、このような契約の締結前に、他の税理士ないし税理士事務所との間で相見積もりを取得するなどして、契約条項の内容を比較するなどして契約締結の可否を決めることは通常期待し難く、契約締結過程における双方の情報量や交渉力には、大きな差があるということができる。(理由として、本件責任制限条項のような条項が、相続税の税務申告代理に係る委任契約において一般的に設けられていたとは認められないことも指摘している。またYが一般的に契約締結時に遺産や報酬の見込み額を示さず、事務員がルーティンワークとして責任条項を読み上げ、定型の説明を行うだけで、消費者からの個別の質問に回答できる体制にはなっていないことも挙げる。)

(4)本件契約の締結に至る経緯からすれば、契約締結の日までに、Xにおいて、農業協同組合との関係性、他の税理士に相談する時間や費用

* 本件評釈である王学士「特定同族会社事業用宅地等としての小規模宅地等の特例の適用対象該当性と損害賠償責任限定条項の有効性」(『月刊税務事例』54巻10号95ページ)が詳細に論じているので参照してほしい



等のコスト等に鑑みて、Y以外の税理士に見積もりをとることを検討しなかったとしても、格別不合理なこととはいえない。(理由として(3)に挙げた事情、及びYが契約締結の際に遺産や報酬見込み額を示さず、本条項に対するXの質問の際にもXが負担することとなるリスクの程度が推測可能な情報をまったく提供しなかったことを挙げる。さらに本条項が付随的条項に過ぎないことも指摘している。)

(5)本件責任制限条項は、Yの債務不履行によりXに生ずる損害の額と、Yが放棄する報酬の額との差額が多額に及ぶような場合にも、当該報酬の額を超える損害をXのみに負担させることとなる点で、信義則に反し、消費者の利益を一方的に害する内容を含むものといえることができる。(6)本件責任制限条項の一般的な性質等及び本件契約の締結に至った経緯に加え、消費者であるXと事業者であるYとの間に存する情報の質及び量並びに交渉力の格差その他諸般の事情を総合考慮すると、本件責任制限条項は、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものであると認めるのが相当である。

判決は、以上の理由で10条後段該当性を肯定し、本条項を無効として損害賠償を認めた。損害として、Xが求めた過大税額(約1900万円)及び税理士費用(Yに責任追及するため調査や意見書作成を依頼した費用約32万円)は全額認容し、弁護士費用は本件が税法についての専門的な知見を要する紛争であり弁護士に依頼することが必要不可欠であると認められることを考慮し、損害額の1割を認めた。他方慰謝料は認めなかった。



解説

1 本件責任制限条項の消費者契約法10条後段該当性

本判決は本件条項の10条後段該当性判断に当たり、(1)で先行する最高裁判決(参考判例①)を引用している。同判例は居住用建物賃貸借の

更新料条項に関する判決であるが、それ以外の契約に関する多くの下級審判決でも引用されており、10条後段該当性についての基準となりつつある。本判決もこれを用いて検討している。

具体的には(2)で、消費者に生じ得る損害の額・リスクの程度を見積もることが困難な段階で、損害賠償請求権の一部を放棄させるものとしている。税理士からの説明がなければ課税額や報酬額も推測できない状況下で契約を締結する本件契約では当然そうなるはずである。免責に応じ報酬額が低くなっているかを検証している点、税理士法人側のリスク回避手段(税理士職業賠償責任保険への加入)を指摘している点も、注目に値する。

続いて(3)で、一般論として、他の税理士等との契約条件と比較検討する可能性を否定し(おそらく所定の期限内に申告しなければならない点が重視されたと推測される)、契約締結過程における双方の情報量や交渉力の大きな差を認定している。さらに(4)で具体的な契約締結過程に照らしても、比較検討をしなかったことに不合理性を認めなかった。

そして(5)で、Xに生ずる損害額と、Yが放棄する報酬額との差額が多額に及ぶ場合でも、報酬額を超える損害をXのみに負担させる点で、信義則に反し、消費者の利益を一方的に害する内容を含むとした。

この判断は、参考判例①が建物賃貸借の更新料条項について、経済的合理性、公知性、従来判例が公序良俗違反等を認めていないことを簡単に挙げたうえで、更新料条項が賃貸借契約書に一義的かつ具体的に記載され、更新料の支払に関する明確な合意が成立している場合には、更新料条項に関する情報の質・量及び交渉力に看過し得ないほどの格差はないとし、更新料が高額に過ぎるなど特段の事由がなければ信義則に反し消費者の利益を一方的に害するとはいえない、と判断しているのとは比べ、非常に丁寧に検討し判断していると評価できる。結論も妥当



である。建物賃貸借契約では他の賃貸物件との比較検討が容易である点は、本件と大きく異なるが、本判決は他の契約や他の条項の10条後段該当性判断においても参考になろう。

なお本件当時の消費者契約法8条1項1・2号は事業者の故意又は重過失によらない債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項を無効とはしていなかったが、本判決は、同条はそのような条項について、いかなる場合も一律に有効とする趣旨ではないと解されるとし、同条1項に該当しない条項が同法10条に基づき、当該条項の性質、契約が成立するに至った経緯、消費者と事業者との間に存する情報の質及び量並びに交渉力の格差その他諸般の事情を総合考慮して無効とすることを妨げるものではないとしている。当然の判断である。他方8条1項1・2号に関して、2018(平成30)年改正(2019年6月15日施行)により、1号では、当該事業者にその責任の有無を決定する権限を付与する条項も、2号では、当該事業者^{うかが}にその責任の限度を決定する権限を付与する条項も、無効とする旨定められた。しかし本件責任制限条項は、Yに責任の有無の決定権限を付与する条項(1項)ではなく、また故意または重過失による責任(2号)でもないため、影響はないと考えられる。

2 専門家としての税理士の責任と免責条項

一般に、税理士等と納税者との税務申告代理の契約は委任契約と評価され、税理士は委任者に対し専門家としての善管注意義務(民法644条)を負うと考えられる。本判決も「事案の概要」に記したとおり、特例の適用が可能ならそれを適用したうえで税務申告代理をすべき委任契約上の注意義務があると認めている。

専門知識のない消費者が相続税申告を自己に有利にするために税理士に申告を依頼する場合、税理士の過失で消費者に損失が出てても税理士は最大でも報酬額までしかリスクを負わず、それ以上の損害は消費者がすべて負担する趣旨

の責任制限条項が有効といえるか。しかもその報酬額は、契約締結時点では知識のない消費者には容易に知ることができないこともある。けれども責任制限条項が常に10条に該当するとはいえない。一定の知識のある消費者の場合や、契約締結時に税理士側が報酬額や損害の予測等を適切に示し消費者側が検討できた場合、また報酬が低廉な場合などもあり得ることは、判決から窺^{うかが}われる。事案ごとに検討する必要がある。

3 小規模宅地等の特例に関する注意点

事案の概要で述べたとおり、本件では特例の適用の可否も争点であり、この点につき見解が一致しているわけではない。このように専門家たる税理士であっても必ずしも最終的に正しいとされる結果を見通せないケースはあり得る。しかしその場合でも、本件のように委任者が特例の適用を期待・想定していることを受任者が認識しているなら、委任者に対して状況を説明するなどの対応をすべきであろうし、本件はそれがなかったためにそもそもYは適用を検討さえしていないと認定されYの過失が認められているのである。

なお本件は控訴されており、特例の適用の可否の判断が覆れば、それに続く判断も大きな影響を受ける可能性が高いことは付言しておく。

参考判例

- ②～⑤では近年の消費者契約法10条適用肯定例を挙げた(○印は適格消費者団体による差止訴訟)
- ①最高裁判所平成23年7月15日判決(『民集』65巻5号2269ページ[更新料])
- ②最高裁判所令和4年12月12日判決(『民集』76巻7号1696ページ[フォーシーズ事件○])
- ③仙台高等裁判所令和3年12月16日判決(『判例時報』2541号5ページ[消火器○])
- ④津地方裁判所令和2年8月31日判決(『判例時報』2477号76ページ[インプラント治療費])
- ⑤名古屋高等裁判所平成26年8月7日判決(裁判所ウェブサイト[老人ホーム入居一時金])



刑法の概要

ー消費生活相談事例の判断のためにー

穴沢 大輔 Anazawa Daisuke 明治学院大学法学部消費情報環境法学科教授
専門は刑法、中でも主に財産犯罪・経済犯罪を研究。『入門経済刑法』(共著)など執筆。
消費生活アドバイザー。東京都医学総合研究所人対象研究倫理審査委員会外部委員

はじめに

皆さんの「刑法」に対するイメージはどのようなものでしょうか。お世話になりたくない法律？警察が用いる犯罪者を処罰するための法律？「心神喪失や懲役5年」などの難しい概念が登場するよく分からない法律？……。

刑法を知るためにまずは、刑事訴訟法(以下、刑訴法)との違いを知る必要があります。刑訴法は「手続法」といわれており、例えば、警察官が証拠を捜査をして収集する(刑訴法189条)、検察官が被疑者を不起訴にする(刑訴法248条)、あるいは、裁判官が殺人者に懲役15年の刑を宣告する(刑訴法342条)ことなどをイメージしてください。その際に用いられる法律です。

刑罰の定め方

「そうであれば、消費者問題が生じた際に悪い犯罪者を警察に逮捕してもらえればありがたいのだから、刑訴法だけで十分ではないか」と思われた人もいるかもしれません。確かに、犯罪者を逮捕してもらい、処罰することはとても大事なことです。ではどうやって「犯罪」を決め、「5年の拘禁刑に処する(先ほどは懲役5年としましたが、2025年6月1日から懲役と禁錮は一本化され、こちらに変更予定です)」と決められるのでしょうか。手続法である刑訴法1条には「事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正^か且つ迅速に適用実現することを目的とする」と規定されています。刑法はこの「刑罰法令」に属し、犯罪と刑罰に関する法と定義され、手続法に対して「実体法」と呼ばれています。例えば、

刑法108条には、他人の住居に放火する放火罪が、また、刑法246条には、他人をだまして金銭を奪う詐欺罪が規定されています。

犯罪者の定義

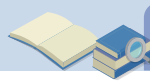
皆さんが誰かを犯罪者と思うとき、それは報道などでその誰かが逮捕されたときではないでしょうか。おそらく、警察が用いる法律というイメージはそこから生じているのでしょうか。それはおくとしても、本連載の開始においては、刑罰法令に当たる行為をした者を犯罪者としておきたいと思います。前述したように、刑法上に放火罪や詐欺罪などの罪が決められているからです^{*1}。

もう少し具体化してみます。仮に本を万引きしたXがいるとしましょう。Xがそのまま店主や警察に捕まらずに店外に出ても、皆さんはXを犯罪者でないとは言わないのではないのでしょうか。ということは、警察に捕まる前に何かの基準で犯罪者を決めていることになります。そして、そこで皆さんが感じられたであろう「Xは本を盗んだのだから犯罪者だ」という感覚は、「Xは『他人の財物を窃取した者』という刑法上の窃盗罪(刑法235条)に該当する行為をしたから犯罪者とされ、10年以下の拘禁刑によって処罰される」と表現されることになるのです。

一般刑法と特別刑法

こうした罪が規定された刑法典(「刑法」という名称の法律)は1907(明治40)年に制定された法律です。ただ、そのままのかたちで維持されてきたわけではなく、改正が何度もなされています(平成期が多い)。例えば、明治や大正時

*1 本連載中の法令についてe-GOV法令検索(<https://elaws.e-gov.go.jp>)で検索しながら読むことをお勧めします



代にはコンピュータはありませんから、コンピュータに特有の犯罪はまず1987(昭和62)年に導入されましたし、最近では、性犯罪規定が大きく改正された^{*2}のは周知のことと思います。また、少し視点は異なりますが、全体的に各罪に規定された刑罰の重さ(これを法定刑といいます)が引き上げられた2004(平成16)年改正もありました。それまで最高で15年以下の懲役・禁錮とされていた法定刑の上限が20年以下とされたのです。このようにみえますと、やはり刑法典が犯罪と刑罰とを扱う基本的な法律であるといえそうです。この意味で、刑法典は**一般刑法**と呼ばれています。

ただ、「刑法」が扱う犯罪は、これまで出てきたような刑法「典」の中の犯罪だけにとどまりません。既に消費生活相談に携わる皆さんはご存じのように、いわゆる出資法や不正競争防止法など、ほかの法律にも「罰則」が存在し、活用されています。これらは**特別刑法**と呼ばれており、約800あるといわれています。本連載では、基本的に刑法典の犯罪を念頭に解説しますが、それに関連する各種法律違反の罰則についても紹介できればと思います。

特別刑法に違反した事例

そのような一例を挙げましょう。「給与(給料)ファクタリング」の現況はご存じでしょうか(国民生活センター「給与のファクタリング取引と称するヤミ金に注意!」^{*3}参照)。近時、多額の手数料を支払わせる給与ファクタリング業者の処罰の可否が問題とされました(最高裁令和5年2月20日決定)。

ファクタリング業者の代表である「被告人が、労働者である顧客から、その使用者に対する賃金債権の一部を、額面額から4割程度割り引いた額で譲り受け、同額の金銭を顧客に交付」していた。この本件取引では、顧客に給与を支払う「使

用者の不払の危険は被告人が負担するとされていたが、希望する顧客は譲渡した賃金債権を買戻し日に額面額で買い戻すことができる」とされていた。被告人は、貸金業者の登録をせず本件取引を504名の顧客と行い、出資法の利息を超える利息を得ていた。

皆さんはこうした事案を目の前にして、どのように考えるでしょうか。ヤミ金ともいえる被告人はそれだけで処罰されるべきように思われますが、どう判断すべきでしょうか。

ここでも、先の思考方法を用いてみましょう。出資法には「金銭の貸付けを行う者が業として金銭の貸付けを行う場合において、年109.5%を超える割合による利息の契約をしたときは、10年以下の懲役若しくは3000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する(出資法5条3項)」という条文があります。本件取引がこの「超える割合」に合致することに異論はありません。としますと、問題は、それが「貸付け」に当たるかどうかです。

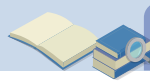
本件の弁護人は「本件取引は債権譲渡であるから、その対価としての金銭の交付は貸金業法2条1項と出資法5条3項にいう『貸付け』に当たらないと主張」しました(脚注3の相談事例での事業者の主張も同様)が、最高裁は、「本件取引に基づく金銭の交付は、それが、形式的には、債権譲渡の対価としてされたものであり、また、使用者の不払の危険は被告人が負担するとされていたとしても、実質的には、被告人と顧客の二者間における、返済合意がある金銭の交付と同様の機能を有するものと認められる」としました。本件取引は債権譲渡のかたちをした貸付けと評価され、被告人は有罪とされたのです。

条文の文言を解釈する重要性

さて、こうした最高裁の判断は妥当なのでしょうか。これを検討するのが学問としての刑

*2 https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12_00200.html

*3 https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20200612_1.html



法です。ただ、本連載は、消費生活相談の対応等に役立たせるという視点から、議論が生ずる部分は判例の立場を述べるにとどめます(時間がとれる際には、ぜひ議論を)。

ここでは、皆さんに、最高裁が条文の文言を踏まえた判断をしていることを覚えておいていただければと思います。債権譲渡という文言は、貸金業法にも、出資法にも登場していません。このことは、両法律に規定された「貸付け」という文言に当てはまらなければ処罰は控えられることを意味します。

ただ、本件でもそうですが、最高裁は形式ではなく実質を踏まえて文言を解釈しており、その意味では、文言に縛られた解釈とはいえず、実態に即しているといえるのではないのでしょうか(なお、例えば、スーカ―行為規制法の条文の「規定内容及びその趣旨」に照らせば、住居等の付近での「見張り」という文言には、その付近で行われていないGPSでの自動車位置情報の取得は含まれないとした最高裁令和2年7月30日判決もあります)。本連載をお読みいただければ、こうした条文(その文言)のもつ意味内容を理解して明確にする感覚が必要なことが次第にお分かりいただけると思います。

故意の必要性

ここで、少し話を転換してみましょう。皆さんの中には、「被告人は『貸付け』とは思っていないのだから、故意がなく処罰できないのでは」と思われた人がいるかもしれません。刑罰を科すためには原則として故意が必要であることはご存じのことと思います。刑法38条は「罪を犯す意思がない行為は、罰しない」と規定し、それを明言しています。

さて、ここでいう「罪」は、先にみた殺人罪や詐欺罪などを指しますので、条文の内容が内心で意識されている必要があります。もう少しいえば、殺人罪では人を殺す意思であり、詐欺罪では人を欺いて財物を交付させる意思です。そうだと

しますと、その具体的事実を認識して実行に移す意思があれば、故意があるといえるでしょう。Aをナイフで刺して殺そうとする意思や「振り込め詐欺」でBをだまして金銭を交付させる意思がそれです。この考え方を前提とすれば、本件の被告人も本件取引を認識しながら、届出をせずに高額な利息を受領しようとしたのですから故意が否定されることはありません(特別刑法にも刑法典第1編「総則」の条文[故意や共犯など]は基本的に適用されます[刑法8条参照])。

共同正犯

また、本件で、「被告人は、自身が雇った従業員など複数名に給与ファクタリングと称する事業を手伝わせ」ていますが、従業員らはどう評価されるでしょうか。一番悪い被告人が処罰されたのだから満足だ、という感覚もあり得ますが、この従業員らも故意に同じことを行っているのであれば、処罰に値します。一般的に、XとYが宝石店の店員を脅して宝石を奪えば強盗罪の共同正犯(刑法236条、同60条)とされ、一緒に処罰されますので、ここでも同様でしょう。学問としての刑法の世界では、従業員らも可罰的といえます。

実際に本件の従業員らが処罰されたのか、されなかったのか、それは分かりませんが、逮捕・起訴されるかは、要件充足の有無も含めて当該事件での警察・検察の判断に委ねられます。

最後に

それでは最後になって元も子もないのでは、というご批判をいただきそうですが、刑法が処罰を決めているからこそ、「被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由(刑訴法199条)」に基づいて警察は逮捕できるのであり、逆に、もし刑法がなければ、逮捕も含めて処罰ができないことを押さえて、これから、消費生活相談に関連する刑法(解釈論)の世界の話におつき合いいただきたいと思います。



独立行政法人
国民生活センター

編集・発行

啓発用リーフレットのお知らせ

若者向けの啓発用リーフレットをウェブサイトに掲載しています。
ぜひ印刷してご活用ください！

バックナンバーもあわせてご活用ください。

●啓発用リーフレット バックナンバー

<https://www.kokusen.go.jp/wko/data/bn-yattem.html>

